

檀原市新沢千塚古墳群公園管理運営事業  
指定管理者  
管理運営の基準

令和3年7月

檀原市

## 目次

第一章	総則	1
1.	本書の位置づけ	1
2.	基本的事項	1
3.	事業方針	1
第二章	事業概要	4
1.	施設概要	4
2.	管理運営の範囲	7
3.	利用状況等	7
4.	業務分担	7
5.	リスク分担	8
6.	指定期間	8
第三章	施設運営業務	9
1.	施設共通	9
2.	温浴施設	15
3.	浴場施設	16
4.	広場及び駐車場等	17
第四章	維持管理業務	19
1.	基本的事項	19
2.	施設・設備維持管理業務	19
3.	備品管理業務	21
4.	植栽等管理業務	22
5.	清掃業務	23
6.	環境衛生管理業務	23
7.	保安警備業務	24
第五章	経営管理業務	25
1.	事業準備	25
2.	許認可等の取得・届出	25
3.	事業計画	25
4.	事業報告	25
5.	年度協定	26
6.	各種規程・マニュアル	26
7.	事業評価	26
第六章	自主事業	28

1. スポーツプログラム提供事業	28
2. 利用促進・サービス向上事業	28
3. 飲食・物販事業	28
4. 文化啓発事業	28
5. 環境学習事業	29
6. 自主事業の実施計画	29
7. 自主事業に対する事業報告	29
8. 自主事業の事業評価	30
9. 原状回復	30
第七章 その他	31
1. 連絡調整会議の開催	31
2. 関係機関との連携（連携協議会）	31
3. 本市等の要請への協力	31
4. 施設命名権・広告導入	31
5. 指定期間終了時等の取扱い	31

<資料編>

別紙1	指定管理業務範囲図
別紙2	本件施設の利用状況
別紙3	収支の状況
別紙4	リスク分担表
別紙5	本件施設の使用時間及び閉場日・種類及び使用料
別紙6	本件施設の設備機器等概要及び管理業務基準
別紙7	本件施設における各年度総計額
別紙8	修繕等実績一覧
別紙9	貸与備品一覧
別紙10	自主事業概要一覧

## 第一章 総則

### 1. 本書の位置づけ

本書は、橿原市（以下「本市」という。）が、橿原市新沢千塚公園拠点施設及び新沢千塚古墳群公園（以下この拠点施設及び公園施設を合わせて「本件施設」という。）の管理運営を行う指定管理者を募集するに当たり、本件施設の管理運営に関し、本市が指定管理者に要求する管理運営の基準を示すものである。本事業の目的達成のために必要な業務等については、募集要項、管理運営の基準、協定書（以下「募集要項等」という。）に明記されていない事項であっても、本件施設の管理運営を行う指定管理者として選定された法人又は複数の法人が構成するグループの責任において全て完備あるいは遂行する。

なお、本書は、「橿原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成 16 年条例第 14 号）、「橿原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」（平成 17 年規則第 15 号）、本件施設に係る条例及び施行規則に規定する市長の定める基準として位置付けるものである。

<本件施設に係る条例及び施行規則>

対象施設	条例及び施行規則
橿原市新沢千塚公園拠点施設	橿原市新沢千塚公園拠点施設条例（平成 27 年条例第 39 号） 橿原市新沢千塚公園拠点施設管理運営に関する規則（平成 28 年規則第 31 号）
新沢千塚古墳群公園	橿原市公園条例（平成 17 年条例第 28 号） 橿原市公園条例施行規則（平成 17 年規則第 29 号）

### 2. 基本的事項

指定管理者は、指定期間における業務の実施に当たり、本書に示す基準を満たした管理運営を行うとともに、法令、条例、規則、その他本市の定めるところに従わなければならない。また、市民の平等な利用を確保するとともに、特定の団体（指定管理者を含む。）や個人に有利又は不利になる管理運営を行わないように特に留意すること。

### 3. 事業方針

指定管理者は、本件施設の設置目的、本市の政策、目指す方向性、社会的使命や役割、特徴及び運営理念等の適正な理解に基づき、管理運営を実施すること。

#### (1) 設置目的

本件施設の設置目的を以下に示す。

<本件施設の設置目的>

対象施設	設置目的
<p>檀原市新沢千塚公園拠点施設</p>	<p>新沢千塚古墳群の自然豊かな環境において、健康づくり、生涯学習の普及支援、地域の世代間交流の拠点となる場を提供し、もって市民の健康の維持増進、交流人口の拡大、さらには観光の振興による地域の活性化を図ること。</p> <p>災害時の指定避難所として指定されており、市民の安全・安心な暮らしをサポートする、日常生活に密着した防災活動の拠点としても位置づけられている。</p> <p>また、隣接地にあるクリーンセンターの豊かな熱エネルギーを活用すること。</p>
<p>新沢千塚古墳群公園</p>	<p>市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供し、さらには観光の振興による地域の活性化を図ること。史跡新沢千塚古墳群の歴史的価値を未来に継承するため、その保存を図るとともに、市民が歴史に親しみ、郷土愛をはぐくむ場を提供すること。</p>

**(2) 檀原市総合計画**

檀原市第4次総合計画における本事業に関する主な方針を示す。

**① 目指す姿**

6 スポーツ

市民がさまざまなかたちでスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らしています。

21 公園緑地

市民の参加により公園・緑地などの身近な潤い空間が管理され、誰もが憩いの場として快適に利用できています。

23 歴史・文化財

市民が檀原市の歴史と文化財に誇りと愛着を持ち、その心を次世代へ引き継いでいます。

**(3) 檀原市スポーツ推進計画**

檀原市スポーツ推進計画（平成 27～36 年度）における基本理念及び基本方針を示す。

市として求める目標

基本理念	市民のだれもがスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らせるまち「かしはら」
基本方針	基本方針1：スポーツを「する」活動の推進 基本方針2：スポーツを「支える」活動の推進 基本方針3：スポーツを「応援する」環境整備 基本方針4：スポーツ活動の礎となる基盤整備

#### (4) 運営理念

本件施設の管理運営においては、コスト削減はもとより、魅力的なイベント等の開催、工夫ある情報の提供等によるサービスの向上など、高齢者層やファミリー層を含むすべての世代における健康の維持・増進機能や交流を支える機能等を充実させるとともに、環境に配慮し観光拠点として利用促進に努めるものとする。

また、新沢千塚古墳群の自然豊かな環境と古墳群が持つ学術・文化的価値への理解を深める場として、史跡の活用を図るものとする。そして、指定管理者の自主的な経営努力による効率的な運営と創意工夫に基づいた取組が図られることを期待する。

#### (5) 市として求める目標

##### 【榎原市新沢千塚公園拠点施設】

項目	目標
利用者満足度	初年度調査実施後、その結果から目標を設定する。
利用者数	毎年の目標伸び率を1%以上とし、最終年度で年間利用者数152,000人以上を目標とする。

##### 【新沢千塚古墳群公園】

項目	目標
利用者満足度	初年度調査実施後、その結果から目標を設定する。
利用者数	毎年の目標伸び率を2%以上とし、最終年度で年間利用者数337,000人以上を目標とする。

## 第二章 事業概要

### 1. 施設概要

#### (1) 対象施設

##### ① 橿原市新沢千塚公園拠点施設

名称	橿原市新沢千塚公園拠点施設		
所在地	橿原市川西町 855 番地の 1		
敷地面積	91,659.63 m <sup>2</sup> (新沢千塚古墳群公園を含む)		
建築面積	2,458.08 m <sup>2</sup>		
延床面積	4,127.46 m <sup>2</sup>		
構造	鉄筋コンクリート造 地上1階・地下1階		
開館年月	平成 28 年 4 月		
施設概要	1 階	事務室 市民サロン 物入 下足コーナー 休憩所 喫茶コーナー 監視室 監視更衣室 (1)、(2) 温浴施設 歩行浴槽 水中エアロビクス槽 子供専用槽 ジャグジー 器具庫 更衣室 (男女) シャワー室 (男女) トイレ (男女) 物入 (男) トレーニングルーム ダンス教室 倉庫 浴室 (1)、(2) 浴槽 (1)、(2) 露天風呂 (1)、(2)	1 室 1 箇所 1 室 1 箇所 1 箇所 1 箇所 1 室 2 室 1 箇所 96.4 m <sup>3</sup> 84.8 m <sup>3</sup> 12.8 m <sup>3</sup> 7.89 m <sup>3</sup> 1 室 2 室 2 室 2 室 1 室 1 室 1 室 1 室 2 室 28.5 m <sup>2</sup> 8.6 m <sup>2</sup>

施設概要	1階	水風呂（1） 水風呂（2） サウナ（1）、（2） 脱衣室（1）、（2） トイレ（1）、（2） 物入（1）、（2）共通 教室（3） トイレ（男女） 多目的トイレ 授乳室	2.4 m <sup>2</sup> 2.1 m <sup>2</sup> 2室 2室 2室 1室 1室 2室 1室 1室
	地下階	ホール 教室（1）（洋室） 教室（2）（和室） トイレ（男女） エレベーターホール 機械室 電気室 器具庫 防火水槽	1箇所 1室 1室 2室 1箇所 3室 2室 3室 1箇所
	屋上	芝生広場 足湯 エレベーターホール 機械室 空調機置場	1箇所 1箇所 1箇所 1室 1箇所
	駐車場	地下駐車場 駐輪場	22台 49台



② 新沢千塚古墳群公園

名称	新沢千塚古墳群公園		
所在地	橿原市川西町 855 番地の 1		
敷地面積	219, 109 m <sup>2</sup>		
開設年	平成 26 年 7 月		
施設概要	史跡	復元古墳	1 箇所
	建築物	新沢千塚古墳群ガイダンス施設	1 棟
		エレベーター棟	2 棟
		健康運動広場トイレ	1 棟
		四阿	5 棟
		立体駐車場	1 棟
	広場 又は 施設	龍の広場	1 箇所
		四季の広場	1 箇所
		桜の広場	1 箇所
		棚田の広場	1 箇所
健康運動広場		1 箇所	
アジサイ広場		1 箇所	
つつじの広場		1 箇所	
立体横断歩道橋		2 箇所	
ビューポイント		6 箇所	
複合遊具		1 基	
スイング遊具		2 基	
龍のモニュメント		1 箇所	
龍の頭 (ミスト)		1 基	
龍の背 (ミスト)		3 基	
龍の球 (ミスト)		1 基	
龍の池		1 箇所	
ビオトープ		1 箇所	
池		2 箇所	
せせらぎ	1 箇所		
芝すべり	1 箇所		
調整池	1 箇所		
植栽・園路等	1 式		
駐車場	駐車場 (歴史に憩う橿原市博物館 共用)	30 台	
	駐車場 (桜の広場)	30 台	

## 2. 管理運営の範囲

指定管理者は下記の本件施設の管理運営を行うものとする。範囲図については、別紙1「指定管理業務範囲図」を参照のこと。

施設名	所在地	開設年
橿原市新沢千塚公園拠点施設	橿原市川西町 855 番地の 1	平成 28 年 4 月
新沢千塚古墳群公園	橿原市川西町 855 番地の 1	平成 26 年 7 月

## 3. 利用状況等

本件施設の利用状況及び収支の状況については、別紙 2「本件施設の利用状況」、別紙 3「収支の状況」を参照のこと。

## 4. 業務分担

本件施設の管理運営に係る本市と指定管理者の主な業務分担を以下に示す。

項目		内容	本市	指定管理者
施設運営業務	管理運営体制の構築	有資格者の配置、管理運営体制の構築		○
	受付業務	施設利用に係る受付・案内・調整		○
	利用料金の設定・徴収	利用者に対する利用料金の設定・徴収・管理		○
	情報管理	管理運営に伴う情報管理		○
	防火管理	施設の防火管理体制の整備		○
維持管理業務	運転管理	施設・設備の運転、用役調達・管理		○
	保守・点検	施設・設備の保守点検		○
	修繕	所定要件※の施設・設備の修繕		○
		上記以外の修繕	○	○
		施設・設備等の保全計画の策定		○
	備品管理	貸与備品・所有備品・物品等の管理		○
	植栽管理	植栽の剪定・除草等の維持管理		○
	清掃	施設の清掃、美観の維持		○
	環境衛生管理	施設の安全衛生・環境保全		○
保安警備	施設・駐車場等の保安警備		○	
経営管理業務	許認可等	管理運営に伴う許認可等の取得・届出	○	○
	事業計画	管理運営に係る事業計画・各種計画の作成		○
		管理運営に係る各種規程・要領の作成		○
	事業報告	管理運営に係る事業報告・業務報告の作成		○
		管理運営に係る事業評価	○	○
年度協定	各年度の指定管理料の算定	○	○	

※ 第四章維持管理業務 2. (3) 修繕業務 参照

## 5. リスク分担

本件施設の管理運営における主要なリスク分担は、別紙4「リスク分担表」を参照のこと。

## 6. 指定期間

令和4年4月1日から令和19年3月31日まで

(会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。)

## 第三章 施設運營業務

### 1. 施設共通

#### (1) 基本的事項

指定管理者は、関係法令、募集要項等並びに協定書締結後に指定管理者が自ら作成する事業計画書及び規程等に従い、本件施設の管理運営を行うものとする。

指定管理者は、自らのノウハウを積極的に活用し、創意工夫することにより、合理的かつ効率的に業務を実施し、利用者満足度の向上、スポーツ・レクリエーションの振興、利用者の健康増進に努めること。史跡新沢千塚古墳群の歴史的価値を未来に継承するため、その保存を図るとともに、利用者が歴史に親しむ場を提供すること。また、利用者の安全及び快適性の確保に努めること。

#### (2) 使用時間及び閉場日

使用時間及び閉場日は、本件施設に係る条例及び施行規則の規定による（別紙5「有料施設等の使用時間及び閉場日・種類及び使用料」参照）。ただし、指定管理者は本市の承認を得てこれを変更することができる。

また、本市が、本件施設の管理運営上必要があると認めるときは、臨時に使用時間を変更し、又は使用時間以外の時間に施設を開場させ、あるいは臨時に閉場日を変更し、又は上記閉場日以外の日を閉場日とすることができる。この場合、指定管理者は利用者への周知について必要な措置を講じること。

#### (3) 施設の使用に係る料金

##### ① 本件施設の使用に係る料金の設定

指定管理者は、本件施設に係る条例及び施行規則の規定による使用料（別紙5「本件施設の使用時間及び閉場日・種類及び使用料」参照）の金額の範囲内で、本件施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）をあらかじめ本市の承認を得て定めることができる。但し、利用料金の変更が必要な場合には本市と協議を行うものとする。

##### ② 利用料金等の取扱い

###### ア. 利用料金の徴収・管理

指定管理者は、自らが定めた利用料金の徴収を行う。利用料金の徴収は、原則として前納とする。但し、指定管理者が特に必要と認める場合はこの限りではない。また、徴収したすべての利用料金について、必要な帳簿を作成すること。

###### イ. 収入の帰属

指定管理者は、利用料金を自らの収入とすることができる。なお、指定管理者が自らの収入とすることができる利用料金は、当該指定期間における利用料金に限る。

#### ウ. 利用料金の還付

指定管理者は、本市が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

### (4) 受付業務

#### ① 利用受付

指定管理者は、本件施設の使用に係る受付業務として次のことを行う。また、適正かつ円滑な受付業務を実現するために必要な人員・設備等を確保すること。

イベント等の開催など本件施設の使用に際し、早期に使用日を決定することを要するものに係る日程調整については、申請の内容を精査したうえで、調整会議を開催し、年間行事等開催日程を定めること。利用者の利便性を重視し、円滑に受付業務を継続できるように努めること。

#### ア. 一般利用の受付

- ・ 利用予約等の受付・案内・管理
- ・ 利用料金の徴収
- ・ 施設の案内（来館（場）者及び見学者等への応接等を含む）
- ・ 館内放送
- ・ 各種情報の案内
- ・ その他受付業務に必要な事項

#### イ. ふるさと納税の受付

橿原市新沢千塚公園拠点施設定期券をふるさと納税の返礼品として取り扱っており、返礼品の受付及び返送をしているため、指定管理者は必要な協力を行うこと。

#### ② 使用許可

指定管理者は、有料施設等を使用しようとする者からの申請を受け、申請の内容が適切であると認められる場合は、許可を行うことができる。本件施設の使用許可、使用許可の取消し及び使用の制限に当たっては、本件施設に係る条例、施行規則、「橿原市行政手続条例」（平成8年条例第28号）及び「橿原市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」（平成9年規則第3号）を遵守して行わなければならない。

指定管理者は、申請の内容が適切でないと認められる場合、申請を不許可とすることができる。但し、不許可の理由に関して、申請者に十分な説明を行うこと。なお、指定管理者が行った使用許可・不許可に対する不服申立ては、地方自治法第244条の4第3項に基づき本市が対応するものとする。

#### ③ 行為許可

指定管理者は、「橿原市公園条例」第28条第1項第1号の規定に基づき、本件施設における次の行為について、本件施設の利用に支障のない範囲で、本市の承認を得て、許可を行うことができる。

- ・物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- ・指定された場所以外へ車両等を持ち入れること。
- ・競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために施設の全部又は一部を独占して利用すること。
- ・花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

#### ④ 案内支援

##### ア. 接客案内

指定管理者は、本件施設の利用者の利便性及び安全性に十分に配慮するとともに、利用者に対し平等かつ丁寧に対応すること。また、本件施設の利用に際し、利用方法、注意事項及び禁止事項等を適切に周知・案内すること。

##### イ. 要望・苦情対応

指定管理者は、本件施設に関する要望及び苦情に対して誠意をもって対応するとともに、本市へ内容を報告すること。また、要望・苦情を分析し、本市と協議の上、改善に努めること。

##### ウ. 迷子・拾得物・不法投棄等

指定管理者は、迷子の捜索・保護及び放送、拾得物の保管及び遺失物の捜索、不法投棄等の対応を行うこと。状況に応じて警察等の協力を要請する等、適切な対応に努めること。

##### エ. 施設利用に係る指導

施設利用者に喫煙など条例・規則・内規に基づく制限などを注意し、指導すること。また、防災上不適切な場合など、各種法令に従い是正要請を行い、指導すること。

#### ⑤ 用具等貸出業務

指定管理者は、利用者の活動等の便宜を図るために、本件施設の備え付けの備品、用具等を必要に応じて貸し出すこと。用具等を貸し出す際には、利用者の利便性を重視し、用具等の取扱い説明を行うとともに器具庫から用具等を搬出するなどの支援を行うこと。

#### ⑥ 優先利用（公的行事）受付

本市から事前に申し出のあった公的行事等については、一般利用に優先するものとする。また公共的団体から直接申し出のあった場合は、本市と協議を行うこと。

#### ⑦ 奈良電子自治体共同運営システム（施設予約サービス）「e 古都なら」の活用

奈良電子自治体共同運営システムが必要となった場合、利用者登録カードの発行を行うとともに、利用調整会議（スケジュール会議）終了後、システムを用いて施設の空き状況の照会と予約受付を行うこと。

#### ⑧ 利用後の確認

指定管理者は、適時に施設内を巡回し、施設利用者の状況把握、利用を終了した施設の片付け等の復旧を行うこと。指定管理者は使用後の施設及び設備の点検を行い、利用

者による故障・破損等があれば、利用者と協議の上、正常復旧させること。また、指定管理者は故障・破損等があれば本市へ速やかに報告を行うこと。冷暖房、照明機器の電源は、利用終了後速やかに切り、節電に努めること。

#### (5) 広報・プロモーション業務

指定管理者は、市民等の利用促進を図るため、必要な情報媒体の作成、配布等、積極的かつ効果的に広報・宣伝を行うこと。

- ・市広報の原稿作成・本市への広報掲載の依頼
- ・ホームページの作成、更新等
- ・施設案内リーフレットの作成・配布
- ・必要に応じて、情報紙、各事業のチラシ等の作成・配布

なお、市広報への掲載を依頼する場合は、本市と事前に協議し、指示に従うこと。

#### (6) 情報管理

##### ① 個人情報保護

指定管理者は、「樫原市個人情報保護条例」(平成 11 年条例第 17 号)の趣旨に従い、公の施設の管理運営を通じて取得した氏名、住所、生年月日、その他個人に関する情報の適切な管理のために必要な措置等を講じること。また、管理運営に従事している者又は従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

##### ② 情報公開

指定管理者は、「樫原市情報公開条例」(平成 10 年条例第 15 号)を遵守するとともに、自ら情報公開規程を策定し、本件施設の管理運営に当たり作成又は取得した文書等のうち、公開の必要な情報に関する開示請求に対して、適切に対応するとともに、必要な措置等を講じること。

##### ③ 監視カメラの運用

指定管理者は、「樫原市監視カメラ等管理運用要綱」(平成 30 年告示第 188 号)の趣旨に従い、監視カメラの運用及び個人情報の保護に関して十分な措置を講じること。本市が必要と認める時は、本件施設の監視カメラの運用状況に関し、指定管理者から報告を求め、若しくは必要な指示を行うことができる。

##### ④ 秘密の保持

指定管理者は、業務の実施において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。なお、指定期間終了後も同様とする。

## (7) 職員の配置

### ① 基本姿勢

本件施設に配置される職員は、公の施設の管理者としての自覚を持ち、業務の遂行及び利用者への対応を行うとともに、本件施設の設置目的を理解し、それにふさわしい態度で業務に当たること。

### ② 管理運営体制の構築

指定管理者は、労働関係法令を遵守するとともに、自らの職員又は本書に定める再委託先の職員のうちから本事業を遂行するために必要な有資格者及び人員を確保し、本件施設を適切に管理運営するための体制を構築すること。なお、人員の確保に当たっては、市内での雇用促進に配慮すること。

### ③ 責任者等の配置基準

公共の福祉と健康づくりに関して見識を有するとともに、サービス水準の向上に向けた適切な管理運営を確保するため、各業務の全体を統括する統括責任者を定め、原則として常勤専任とすること。

統括責任者は、トレーニング機器を設置し、トレーニングメニューなどの策定を行い、利用者に指導しており、且つ、スタジオ或いは温浴施設（プールも可）の教室を開催している施設において、1年以上の施設管理の実務経験を有する者とする。統括責任者を補佐する副統括責任者1名以上を定め、檀原市新沢千塚公園拠点施設開館中は統括責任者或いは副統括責任者のいずれかを配置すること。

統括責任者、副統括責任者は、他の業務従事者を兼ねることができる。

### ④ 教育・研修

指定管理者は、本件施設に配置される職員に対して、本件施設の管理運営に必要な知識と技術の習得を図るため教育・研修を適宜実施し、利用者サービスの向上に努めること。

### ⑤ 従業員の管理

指定管理者は、本件施設に配置される職員に対し指導及び管理を、下記に留意のうえ、適切に行なうこと。

- ・業務従事者はその職務を認識し、利用者には親切丁寧に接し、不快な思いを与えないように、言葉づかい、服装、接遇などに留意すること。
- ・業務従事者は、制服、名札を着用すること。
- ・各業務に必要な事務処理・機器操作等のマニュアルを作成・更新し、本市の承認を得ること。
- ・各業務従事者に研修を行い、マニュアルに沿って業務内容を周知徹底すること。
- ・業務上必要な知識及び技能等を有し、利用者に負傷、事故等が発生することがないように管理運営をすること。
- ・業務従事者が車にて通勤する場合は、本市が指定する場所に駐車すること。



- ・出納管理や事務処理等の不具合については履行期間中、履行期間終了後にかかわらず、指定管理者の責任と費用負担により解決するものとする。

## (8) 防火管理

指定管理者は、施設内の火気管理を徹底するとともに、防火管理者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の適正を期すものとする。なお、防火管理にあたっては、公募設置管理制度(P-PFI)により管理される施設との連携を図ること。

## (9) 緊急時の対応

### ① 急病等への対応

指定管理者は、本件施設の利用者・来場者等の急な病気・怪我・事故等の発生に備え、応急措置・緊急時の連絡体制等に関するマニュアルを整備し、業務に携わる全ての従事者に周知徹底を図ること。また、AEDを設置し、その取扱いを習熟するほか、日頃から救急法、応急処置法等に基づく訓練・準備等を行うとともに、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。利用者・来場者等に重大な事故及び犯罪等が発生した場合は、直ちに応急措置を行うとともに、医療機関、本市及び関係機関等へ連絡のうえ、適切に対処すること。また、本市に対して事故等の状況を書面により報告すること。

### ② 災害等への対応

指定管理者は、災害等における利用者・来場者等の避難・誘導・安全確保等及び必要な通報等についてのマニュアルを作成し、訓練等を実施するとともに、災害等の発生時には的確に対応すること。また、警察、消防等に出動を要請するような災害等が発生した場合は、直ちに本市及び関係機関等へ連絡・報告を行うこと。注意報・警報等が発令された場合には、直ちに利用者等に状況を伝達すること。なお、本件施設は、一時避難所及び指定避難所に指定されているため、檀原市地域防災計画に則り、災害時には本市の指示に従うとともに、適正な体制を整備しその運営に協力すること。

### ③ 臨機の措置

指定管理者は、天候等の注意情報が発表された時や事故等が発生した時は、速やかに利用者への注意喚起を行うこと。なお、施設内の安全が著しく損なわれる恐れがあるとき、若しくは緊急に閉場する必要性が生じたときなど、本市が、本件施設の管理運営上必要があると認めたときは、利用者の退去又は臨時閉館とすることができる。なお、閉館等に伴う費用負担については、別紙4「リスク分担表」を参照すること。

## (10) 保険等

指定管理者は、指定期間の開始までに施設賠償責任保険等の本件施設の管理運営に

際して必要となる保険に加入すること。

### (11) 再委託

指定管理者は、本書で規定する業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、事実上の行為として、業務の一部を委託しようとする場合は、事前に本市に対し書面で申請し、承諾を得ること。

## 2. 温浴施設

### (1) 基本的事項

温浴施設の運営・維持管理に当たっては、本書に定めるもののほか、「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省）及び「遊泳用プールの衛生基準」（厚生労働省通知）、「奈良県遊泳用プール衛生管理指導要綱」を遵守するとともに、また、「循環式浴槽におけるレジオネラ病防止対策マニュアルについて」（厚生労働省）を参考にし、業務を行うとともに、管理責任者・衛生管理者・監視員・救護員を置き、施設運営を安全かつ円滑に行うこと。

#### ア. 管理責任者

温浴施設の運営、施設の安全、衛生面等に関する全般的な責任者として、安全管理、衛生管理、維持管理や必要な届出等に関する責任を負うものとする。公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者を1名以上常駐させ、監視員等に対し適切な指示・指導を行うこと。なお、管理責任者は以下に掲げるイを兼ねることが出来るものとする。

#### イ. 衛生管理者

温浴施設の安全及び衛生管理に関する実務を担当し、水質に関する基本的知識や水の浄化消毒等の知識及び日常の衛生管理を行うものとする。公的な機関や公益法人等の実施する施設の安全及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者を配置すること。

#### ウ. 監視員

温浴施設の利用者が安全に利用できるよう、施設利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行うものとする。公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等の受講者等、監視員としての業務を遂行できる者とし、施設全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置すること。なお、監視員はエを兼ねることが出来るものとする。

#### エ. 救護員

温浴施設内で傷病者が発生した場合に応急救護にあたる者とする。公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受講し、救急救護に関する資格を取得した者を配置するとともに、緊急時に速やかな救急・救助対応が可能となる人員を確保すること。

## (2) 施設管理業務

指定管理者は、温浴施設の清掃、施設及び設備機器の点検・整備を確実に行うとともに、運営上必要な人員の確保、消耗品・薬品等の物品調達、施設の管理に必要な業務を行うこと。特に、安全対策については万全を期すとともに、異常等が発見された場合は直ちに本市と協議のうえ必要な対策を講じること。

## (3) 監視業務

指定管理者は、温浴施設の利用者に関係法令及び注意事項を遵守させ、秩序の維持に努めるとともに、水面・水中・水底を常に注視し、事故が発生しないように万全を期し、温浴施設の利用者が安全で快適に利用できるよう施設運営に努めること。

監視員は、温浴施設の水域をもれなく監視するとともに、各種温浴施設の周辺に適切な人員を配置し、安全確保に万全を期すこと。利用者の安全・健康を踏まえ、一定の休憩時間を確保し、利用者の安全面、体調面に特に注意を図ること。また、適宜巡回を行い、異状及び不審者の発見、盗難の防止、混雑の解消等に努め、利用に関する注意事項・マナー等の遵守に向けた注意喚起を行うこと。

なお、監視業務を外部委託する場合は警備業法第2条第1項第1号又は第2号に該当するため、必ず警備業の認定を受けた業者を選定すること。

## (4) 水質・衛生管理業務

指定管理者は、関係法令及び「遊泳用プールの衛生基準」(厚生労働省通知)、「奈良県遊泳用プール衛生管理指導要綱」等に基づき、定期的に水質検査等を行うとともに、日常清掃、定期清掃等により、常に利用者が衛生的かつ快適に利用できる状態に維持すること。

# 3. 浴場施設

## (1) 基本的事項

浴場施設の運営・維持管理に当たっては、本書に定めるもののほか、「公衆浴場法」、「公衆浴場法施行条例」、「公衆浴場における衛生等管理要領」、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「レジオネラ症の知識と浴場の衛生管理」、「公衆浴場の衛生管理(手引き)」、「循環式浴槽におけるレジオネラ病防止対策マニュアルについて」等の諸基準を遵守し、業務を行うとともに、管理責任者・衛生管理者を置き、浴場施設の運営を安全かつ円滑に行うこと。

## (2) 安全管理業務

指定管理者は、浴場施設の利用者に関係法令及び注意事項を遵守させ、秩序の維持に努めるとともに、定期的に浴場施設内の巡回を行い、事故が発生しないように万全を期

し、利用者が安全で快適に利用できるように努めること。また、異状及び不審者の発見、盗難の防止、混雑の解消等に努め、利用に関する注意事項・マナー等の遵守に向けた注意喚起を行うこと。

### **(3) 浴場水質・衛生管理業務**

指定管理者は、関係法令等に基づき、定期的に浴場水質検査等を行うとともに、日常清掃、定期清掃等により、常に利用者が衛生的かつ快適に利用できる状態に維持すること。

## **4. 広場及び駐車場等**

### **(1) 基本的事項**

駐車場等の運営・維持管理に当たっては、利用者の利便を第一として運営することとし、障がい者、高齢者及び車いす使用者等の車両を優先的に駐車できるよう配慮すること。また、駐車場内の事故、車両の盗難、車上荒らし等の発生の未然防止に努めること。

イベント時等、駐車場の混雑が予想される場合は、イベント等の主催者に対し、駐車場内、車両出入口等の要所に車両を誘導する整理員を配置するなど、混雑の緩和、安全の確保について適切な対応を行うよう助言・指導を行うこと。

### **(2) 巡回・機械警備等**

指定管理者は、本件施設の広場及び駐車場等の適正な管理のため巡回・監視を行い、損壊箇所の確認、不審物件・不審者等の発見及び対処を行うこと。公園利用者に対して、公園内の禁止事項に関する注意喚起を行うこと。

また、本件施設の出入口、シャッター、バリカー等の解錠・施錠を行うこと。橿原市新沢千塚公園拠点施設については、夜間の機械警備により安全管理を保つこと。

本件施設内に放置された自動車を発見した場合は、「橿原市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」(平成6年条例第23号)に基づき措置し、自転車の放置については、所有者照会等を行い、判明しない場合は、周知期間後に撤去等を行うこと。

### **(3) 警備業務**

指定管理者は、本件施設の警備を行い、駐車場入口付近や駐車場で交通渋滞等が発生しないよう、車両の監視及び誘導等を適切に行うこと。なお、警備業務を外部委託する場合は警備業法第2条第1項第1号又は第2号に該当するため、必ず警備業の認定を受けた業者を選定すること。

### **(4) 隣接する公園施設等の管理及び連携**

指定管理者は、本件施設に隣接する施設等において、以下の業務及び協力を行うものとする。

関係機関	連携内容
クリーンセンターかしはら	クリーンセンターかしはらのオーバーホール時（6月頃、11月頃）に熱供給が停止するため、熱源ポンプを停止し、温水ボイラーを起動して熱源を切り替える。熱供給の再開時には、熱源ポンプを起動して、温水ボイラーを停止して熱源を切り替える。また、急遽点検・修繕等が発生した場合も対応する。
地域ボランティア等	地域ボランティア等と連携して、新沢千塚古墳群公園に咲くささゆりの育成活動を行う。
農産物直売所	農産物直売所が開催しているフリーマーケット（年7回予定）との連携を図る。
歴史に憩う櫃原市博物館 昆虫館	「千塚 Kofun フェスタ」を開催する。
第5こども園	第5こども園と連携して、地域のこどもたちに本件施設を身近に感じ親しんでもらい、自然とのふれあいを通じて散策路を活用し基礎体力の向上を図るため、スタンプラリーイベントを開催する。

## 第四章 維持管理業務

### 1. 基本的事項

指定管理者は、本件施設を適切に管理運営するとともに、施設・設備の機能を維持するために、日常点検、法定点検を含む定期点検を実施し、常に施設利用者が快適に利用できる環境を提供すること。

維持管理業務に当たっては、本書のほか「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を準用し、安全性・経済性に配慮するとともに、施設・設備が正常に機能しないことが明らかになった場合は、適切な方法により対応するとともに本市へ報告すること。また「橿原市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設・設備の点検を行い、安全性・経済性に配慮するとともに、施設・設備が正常に機能しないことが明らかになった場合は、適切な方法により対応するとともに本市へ報告すること。ただし、特段の事情がある場合は、指定管理者は本市と対応について協議できるものとする。遊具については、『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）』（国土交通省）、『遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）』（一般社団法人日本公園施設業協会）に基づき日常点検、定期点検を行い安全に使用できる状態を確保すること。遊具が正常に使用できないことが明らかになった場合は、使用禁止の措置等により対応するとともに本市へ報告すること。

なお、本件施設の主な管理業務基準を別紙6「本件施設の設備機器等概要及び管理業務基準」（1）「本件施設の設備機器等管理基準」に示す。

### 2. 施設・設備維持管理業務

#### （1）運転管理業務

指定管理者は、本件施設の適正な運用を図るために行う運転管理並びにこれに関する電力・用水・燃料等の用役調達及び管理を実施するものとする。また、設備に応じて適切な運転記録を作成・管理すること。

#### （2）保守点検業務

指定管理者は、本件施設の維持管理に必要な保守・点検業務を実施するものとする。

##### ① 日常点検及び保守業務

日常の施設・設備機器の点検、保守を行うこと。また、点検及び対処等の結果について、適切に点検記録を作成・管理すること。

##### ② 定期点検（法定点検を含む）及び保守業務

各法令の定めにより、施設・設備機器の点検を実施し、法令に規定のない場合でも、施設・設備機器の性能・機能保持のため、定期的に運転中の機器を停止し、外観点検、機能点検、機器動作特性試験及び保守業務を実施すること。なお、点検に際し、必要に応じて消耗品等の取替を行うこと。また、点検及び対処等の結果について、適切に点検

記録を作成・管理すること。なお、点検に係る関係機関への各種届出等については、原則として指定管理者が資料等を作成のうえ、これに係る一切の費用を負担するものとする。

### ③ その他

各種点検の結果、修繕が必要とされる不具合については、指定管理者が劣化等の判定及び修繕方法の検討を行うとともに本市に報告を行い、指定管理者は、本市と協議の上対応方法を決定するものとする。

## (3) 修繕業務

### ① 業務範囲

指定管理者は、本件施設の維持管理に必要な修繕に関して1件当たり1,000千円(消費税込)を上限として、実施するものとする。ここでいう「修繕」とは、本件施設の経常的な維持管理に必要な建築物の床面・壁面・天井、構築物・その他附属物、電気設備・機械設備・給排水衛生設備・空調設備・消防設備・放送設備・その他の設備や新沢千塚古墳群公園内の公園施設等に係る修繕をいう。

大規模修繕(建築基準法第2条第1項第14号及び第15号の規定に基づく工事、耐震補強工事、設備、配線、配管等の全面的な更新並びに設備単位で行う全面的な更新等、本件施設の根幹に係る修繕)や法令などにより施設設置者に施工義務が課された工事は本市が実施することとし、修繕に含まない。

指定管理者は、修繕業務に際し、計画、起工、積算、施工監理等を適正に実施すること。修繕費については、事業計画において管理運営費のうち修繕経費枠として、本件施設における各年度の総計額が3,070千円/年(税込)～4,470千円/年(税込)以上(別紙7「本件施設における各年度修繕経費枠」参照)として、指定管理料に含めて計上すること。この場合、修繕業務の執行額が計画額に満たなかったときは、年度ごとに計画額から執行額を差し引いた額を精算する。ただし、本市と協議のうえ承認を得たときは、当該差額を翌事業年度の修繕費に充当することができる。

各年度の修繕実施後の執行額が、上記に定める事業計画の「修繕経費枠」を超過した場合においても、本市は指定管理料を変更しない。ただし、特段の事情がある場合は、指定管理者は本市と協議できるものとする。

なお、本件施設の主な設備機器等概要を別紙6「本件施設の設備機器等概要及び管理業務基準」(2)「本件施設の設備機器等概要」に示し、過去3ヵ年における修繕の実施状況を別紙8「修繕等実績一覧」に示す。

#### 【修繕業務の区分】

本市及び指定管理者の実施する修繕業務の区分は、原則として下記によるものとする。

区分		実施者	費用負担	帰属
経常的な維持管理	1,000千円未満/件	指定管理者	指定管理者	本市
	上記以外	協議	協議	本市
自主事業に伴うもの		指定管理者	指定管理者	指定管理者 (協議)
大規模修繕		本市	本市	本市

## ② 修繕計画

指定管理者は、本件施設の状態を適宜適切に把握した上で、指定期間における保全計画を作成のうえ、上記①に定める経費により、当該年度に実施する修繕の時期、内容等を明らかにした修繕計画を事業計画（第五章経営管理業務3. 事業計画参照）に定め、本市の承認を得ること。

また、指定管理者は、各年度の修繕実績に基づき、適宜保全計画の見直しを行うこと。

## ③ 業務実績報告

指定管理者は、各年度終了後速やかに当該年度の修繕の実績を明らかにした報告書を本市に提出すること。

## ④ その他

指定管理者が本市の所有物を修繕した場合、その修繕方法及び修繕費用に関わらず、所有権は本市に継続して帰属する。ただし、自主事業に伴う修繕の場合は、各年度の開始前に修繕内容を記載した計画書を本市に提出し、本市と指定管理者で協議の上、所有権の帰属を決定するものとする。

## 3. 備品管理業務

### (1) 本市が貸与する備品

指定管理者は、本件施設における本市所有の備品等（以下「貸与備品」という。）を無償で使用できるものとする。指定管理者は、貸与備品について善良なる管理を行うものとし、貸与備品の保守点検・修理等に要する費用は、原則として指定管理者の負担とする。また、備品の更新についても、同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達することとし、それに要する費用についても原則として指定管理者の負担とするが、大規模な備品の更新等については、その内容、必要性等について本市と協議し、費用負担についてもその都度協議により決定することとする。

指定管理者が購入又は調達した備品の所有権については、本市と指定管理者で協議の上、所有権の帰属を決定するものとする。

なお、指定期間終了後、指定管理者は貸与備品を本市に返却すること。



## (2) 指定管理者が用意する備品

指定管理者は、本件施設の管理運営に必要となる備品等を自らの責任と費用において購入又は調達し、管理運営の用に供すること。(以下「所有備品」という。)

所有備品が経年劣化等により管理運営の用に供することができなくなった場合には、必要に応じて所有備品を更新し、又は調達すること。

所有備品の所有権については、指定管理者に帰属することとする。

指定管理者は、指定期間の終了等に伴い指定管理者が変更となる場合、自らの責任と費用により所有備品を撤去又は撤収するものとする。ただし、本市と協議のうえ、本市が指定するものに対し、所有備品を引き継ぐことができる。

## (3) 備品台帳の整備

指定管理者は、備品の管理に当たり、備品台帳を整備すること。備品台帳は、貸与備品と所有備品を区別し管理すること。備品台帳には、整理番号、区分、品名、規格、設置場所、金額(単価)、数量、取得等の区分、取得等年月日を記載すること。なお、備品とは、比較的長期に亘って、その性質、形状等を変えずに使用に耐えるものとし、別紙9「貸与備品一覧」のほか、新たに購入又は調達する場合は、購入金額が単価20,000円以上の物品をいう。

## 4. 植栽等管理業務

### (1) 植栽管理業務

指定管理者は、本件施設の美観維持、史跡の保存管理、利用者及び通行者等の安全確保のため、本件施設内の除草、樹木等の剪定、害虫駆除、施肥、散水等の維持管理を計画的に行うこと。強風や強雨後は公園内や周辺道路の巡回を行い、枯枝の散乱等があった場合は、速やかに適切な措置を講じること。また、公園周辺の住民から公園内の植栽管理に関する苦情等があった場合は、速やかに対応すること。指定管理者は、植栽が枯損した場合は、速やかにその復元等を行うこと。ただし、史跡地内の植栽に関しては本市に復元方法の確認を行って実施すること。また、必要であれば、届出等を提出すること。

### (2) 樹木伐採業務

#### ① 業務範囲

指定管理者は、本件施設の美観維持、史跡の保存管理、利用者及び通行者等の安全確保のため、敷地内の樹木の伐採、間伐を計画的に行うこと。強風や強雨後は公園内や周辺道路の巡回を行い、倒木等があった場合は、速やかに適切な措置を講じること。史跡地内で新たに倒木があった場合は、指定管理者は確認次第、直ちに本市に連絡し、その後の対応について協議を行うこと。

指定管理者は、伐採業務に際し、計画、起工、積算、施工監理等を適正に実施すること。樹木伐採費については、事業計画において管理運営費のうち樹木伐採経費枠として、本件施設における各年度の総計額が5,200千円/年（税込）以上として、指定管理料に含めて計上すること。この場合、伐採業務の執行額が計画額に満たなかったときは、年度ごとに計画額から執行額を差し引いた額を精算する。ただし、本市と協議のうえ承認を得たときは、当該差額を翌事業年度の樹木伐採費に充当することができる。

各年度の伐採業務実施後の執行額が、上記に定める事業計画の「樹木伐採経費枠」を超過した場合においても、本市は指定管理料を変更しない。ただし、特段の事情がある場合は、指定管理者は本市と協議できるものとする。

なお、過去3ヵ年における業務の実施状況を別紙8「修繕等実績一覧」に示す。

## ② 樹木伐採計画

指定管理者は、本件施設の樹木の状態を適宜適切に把握した上で、指定期間における樹木伐採計画を作成のうえ、上記①に定める経費により、当該年度に実施する伐採の時期、内容等を明らかにした樹木伐採年次計画を事業計画（第五章経営管理業務3. 事業計画参照）に定め、本市の承認を得ること。

また、指定管理者は、各年度の樹木伐採実績に基づき、適宜樹木伐採計画の見直しを行うこと。

## ③ 業務実績報告

指定管理者は、各年度終了後速やかに当該年度の伐採の実績を明らかにした報告書を本市に提出すること。

## ④ その他

自主事業に伴う伐採の場合は、各年度の開始前に伐採内容を記載した計画書を本市に提出し、本市と指定管理者で協議の上決定するものとする。

## 5. 清掃業務

指定管理者は、本件施設を常に清潔かつ美観の維持に努め、安全かつ快適な空間として保つため、適切な清掃業務を実施すること。清掃を実施する際は、イベント等の利用状況の把握に努め、できる限り利用者の妨げにならないよう配慮するとともに、常時清潔な状態を保つように努めること。なお、指定管理者は、予め日常清掃、定期清掃、臨時清掃の計画を立案し、必要な作業員の配置を行うこと。

指定管理者は、本件施設から生じる廃棄物の排出抑制及び資源化に努め、関係法令等に従い適正に処理すること。

## 6. 環境衛生管理業務

指定管理者は、利用者が常に本件施設を快適に利用できる良質な環境を提供するため、関係法令等を遵守し、飲料水や散水等の定期的な水質検査、施設の適切な環境衛生の維持に努

めること。

## 7. 保安警備業務

指定管理者は、本件施設内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保のために保安警備業務を行うこと。当該業務遂行に当たっては、警備責任者として必要な知識・経験・技能を有する者を選任し、建物の利用目的・利用内容等を十分に把握するとともに、必要な巡回・監視等を行うこと。

指定管理者は、本件施設の出入口の施錠・開場やその鍵の保管を行うとともに、業務遂行の際に不審物件及び不審侵入者等を発見した場合は、必要な措置を講じること。火災・盗難等の事故の発生又はそのおそれがある場合は、警察・消防に通報連絡を行うとともに被害を最小限に食い止め、非常事態に適合した迅速かつ正確な緊急措置を講じること。また、イベントの来場者誘導等についても、主催者等に対し、適切な助言・指導を行うこと。イベント利用など特殊な事情がある場合には、利用者のニーズに合わせて、開錠、施錠を行うこと。

史跡地の価値を減する行為、古墳の崩壊や地面の掘り起こし等の地形の変更を発見した場合は、直ちに本市に連絡し、その後の対応について協議すること。

## 第五章 経営管理業務

### 1. 事業準備

指定管理者は、本件施設の管理運営に向けた事業の準備を以下のとおり行うこと。なお、本市は指定管理者の指定に関する市議会の議決が得られないことにより、本件施設の指定管理者の候補者として選定された法人その他の団体に生じた損害は一切負担しない。

- ・基本協定項目について、本市との協議及び基本協定の締結
- ・配置する職員等の確保、職員研修
- ・業務等に関する事業計画書、各種規程等の作成
- ・現指定管理者からの業務引継ぎ
- ・本件施設の管理運営に必要な協議、届出、許認可等の取得
- ・その他、本件施設の管理運営を実施するために必要な準備

### 2. 許認可等の取得・届出

指定管理者は、関係法令等に基づき、本事業に必要な許認可、報告及び届出を自らの責任において行うこと。なお、事実上の行為として各業務について本書の規定により再委託を行う場合には、当該業務について当該再委託先がそれぞれ許可及び認定等を受けていること。

また、本市が事業を実施する上で必要となる許認可等を取得するにあたり、協力を行うこと。

### 3. 事業計画

指定管理者は、募集要項等及び指定管理者の指定の申請に際して提案した内容をもとに、次に掲げる事項についての「事業計画書」を当該事業年度の開始1か月前までに本市へ提出し、その承認を得ること。初年度以降については、「事業計画書」の提出に先立ち「次年度事業計画書案」を、原則として毎年度9月末日までに本市へ提出すること。

- ・本件施設の利用見込み及び自主事業の実施予定
- ・本件施設の管理運営の収支見込み及び自主事業の収支見込み
- ・本件施設の維持管理計画（修繕計画、伐採計画を含む）
- ・その他本市が必要と認める事項

また、本市は適宜、本件施設の管理運営の基準を維持するための説明を求め、必要に応じ事業計画書の改訂を求めることができる。

### 4. 事業報告

指定管理者は、本件施設の管理運営に係る報告書を作成すること。なお、各種報告書の基礎資料として必要な項目について、利用状況、管理運営の実施状況等を記載した業務日誌を記録し、本市が指定する期間保管すること。いずれの書式についても、本市と指定管理者で

協議の上、定めることとする。なお、各種報告内容について、指定管理者は本市の求めに応じ随時、説明・閲覧等を可能とすること。

#### (1) 定例又は随時の業務報告

指定管理者は、次に掲げる事項についての「業務報告書」を作成のうえ本市が指定する期間ごとに本市へ提出すること。

- ・ 本件施設の利用実績及び自主事業の実施状況（毎月）
- ・ 本件施設の管理運営に係る業務の状況（毎月）
- ・ 経費の収支状況（四半期）
- ・ 本件施設での事件・事故及び法令違反となる行為等の状況（随時）
- ・ その他、管理運営の状況を把握するために必要な事項（随時）

#### (2) 事業報告

指定管理者は、次に掲げる事項についての「事業報告書」を原則として収支決算の確定後、速やかに本市へ提出すること。

- ・ 本件施設の利用実績及び自主事業の実施結果
- ・ 本件施設の管理運営に係る業務の結果
- ・ 本件施設の管理運営の収支決算及び自主事業の収支決算
- ・ 本件施設の管理運営に係る事業評価
- ・ 利用者の満足度やニーズの状況
- ・ その他本市が必要と認める事項

### 5. 年度協定

指定管理者は、基本協定及び次年度の事業計画等に基づき、本市と次年度の各年度協定を締結する。各年度協定の協議内容、協議期間及び協定締結日等は、基本協定若しくは本市との協議の上、決定するものとする。なお、各年度の協定項目は以下のとおりとする。

- ・ 経理に関する事項（指定管理料等）
- ・ その他業務実施上に必要とされる項目等

### 6. 各種規程・マニュアル

指定管理者は、本件施設の管理運営を行う上で必要となる各種規程、要項、マニュアル等を作成すること。作成に当たっては、内容について本市と協議を行うこと。

### 7. 事業評価

指定管理者は、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、管理運営に対する自己評価を実施し、その結果について本市に報告すること。

本市は事業報告書、事業評価等の結果を考慮したうえで、指定管理者の業務が管理運営の基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合、指定を取消すことがある。指定の取消しに伴う本市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがある。

### **(1) 利用者の意見聴取**

本件施設の利用者を対象に提供するサービスの評価を適宜実施し、その結果を本市に報告すること。

### **(2) 管理運営に対する自己評価**

指定管理者は本件施設の管理運営に関して自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ本市へ報告すること。本市が必要と認めた場合は、指定管理者へ自己評価の実施を指示できるものとする。

### **(3) 実地調査**

本市は各種報告書の確認のほか、指定管理者による管理運営の状況を確認するため、随時施設へ立ち入ることができる。本市は、管理運営の実施状況や経費の収支状況等について、説明を求めることができ、指定管理者は本市が実施するモニタリングに関し、必要なデータ等の開示及び説明に協力するものとする。

## 第六章 自主事業

### 1. スポーツプログラム提供事業

指定管理者は、本件施設の設置目的に適う範囲において、自らの企画によるスポーツプログラムを提供することができる。但し、当該事業に係る費用は、すべて指定管理者の負担とする。これらの事業を行う場合、指定管理者は予めその内容を本市に通知し、協議のうえ本市の承認を得ること。

また、本件施設において、現在行っている主な自主事業の内容を別紙 10「自主事業概要一覧」に示す。指定管理者は、利用者に配慮し事業を実施すること。

### 2. 利用促進・サービス向上事業

指定管理者は、本件施設の設置目的に適う範囲において、施設の利用促進、利便性向上等を考慮した事業を実施することができる。但し、当該事業に係る費用は、すべて指定管理者の負担とする。これらの事業を行う場合、指定管理者は予めその内容を本市に通知し、協議のうえ本市の承認を得ること。

本件施設には以下のような施設・設備が備わっており、指定管理者は、これらの施設・設備を活用した自主事業も実施することができる。

- ・ マルシェ等のイベントの開催が可能な広場
- ・ 樫原市新沢千塚公園拠点施設に外部から温泉の湯を入れる設備

また、本件施設において、現在行っている主な自主事業の内容を別紙 10「自主事業概要一覧」に示す。指定管理者は、利用者に配慮し事業を実施すること。

### 3. 飲食・物販事業

指定管理者は、本件施設内において、市の許可を受けることにより飲食・物販事業を行うことができる。但し、当該事業に係る費用は、すべて指定管理者の負担とする。

なお、飲食事業の実施に関しては、食品衛生法等の関係法令を遵守し、利用者に安全な飲食物を提供すること。提供・販売するサービス等の内容、方法及び料金等は指定管理者が設定する。これらの業務を行う場合、指定管理者は予めその内容を市に通知し、協議のうえ市の承認を得ること。

### 4. 文化啓発事業

指定管理者は、本件施設の設置目的に適う範囲において、史跡新沢千塚古墳群の価値と文化財愛護を目的とした啓発プログラムを提供することができる。但し、当該事業に係る費用は、すべて指定管理者の負担とする。これらの事業を行う場合、指定管理者は予めその内容を本市に通知し、協議のうえ本市の承認を得ること

## 5. 環境学習事業

指定管理者は、本件施設の設置目的に適う範囲において、新沢千塚古墳群公園の自然豊かな環境や、昆虫などが生育し、ホタルの飼育が可能なビオトープや棚田の広場の生態系を活用し、自らの企画による環境学習プログラムを提供することができる。但し、当該事業に係る費用は、すべて指定管理者の負担とする。これらの事業を行う場合、指定管理者は予めその内容を本市に通知し、協議のうえ本市の承認を得ること

## 6. 自主事業の実施計画

指定管理者は、「管理運営の基準」第五章「3. 事業計画」に基づき市に提出する「事業計画書」において、自主事業の実施計画を示すこと。自主事業の実施計画には以下の事項を含むものとする。また、年度途中で自主事業を実施する場合は開始日1か月前までに本市へ自主事業の実施計画を提出し、その承認を得ること。

### ① 自主事業の考え方

- ・ 自主事業の実施方針
- ・ 自主事業の達成目標  
(利便性向上、賑わい創出、公園の魅力向上等に関するものを具体的に記載)
- ・ 自主事業の収支の考え方

### ② 自主事業の実施内容

※ 実施予定の業務別に以下を整理

- ・ 業務名
- ・ 実施目標
- ・ 実施内容 (予定)
- ・ 実施回数 (予定)
- ・ 収支見込み

### ③ 自主事業の実施体制 (実施予定の業務別に以下を整理)

- ・ 業務名
- ・ 配置数

## 7. 自主事業に対する事業報告

指定管理者は、「管理運営の基準」第五章「4. 事業報告」に基づき本市に提出する各種報告書において、「(1) 自主事業の実施計画」に記載の事項についての実施結果を適切に報告すること。

継続的に行われる自主事業 (飲食・物販業務等) については、各年度末から 60 日以内に



収支報告を行うこと。本市は、指定管理者からの収支報告が規定どおり行われなかった場合、当該事業の許可を取消し、原状回復を求めることができるものとし、指定管理者は、これを履行しなければならない。

## 8. 自主事業の事業評価

指定管理者は、自主事業についての事業評価を行う。

本市は、指定管理者が提出する事業報告書、事業評価等の結果を考慮したうえで、指定管理者による自主事業が、あらかじめ実施計画の中で本市と指定管理者が合意した基準を満たしていないと判断した場合、必要な指示を行い、改善が見られない場合、当該事業の許可を取り消し、原状回復を求めることができるものとし、指定管理者は、これを履行しなければならない。

### (1) 利用者の意見聴取

「管理運営の基準」第五章「7. 事業評価」の定めを準用する。

### (2) 自主事業に対する自己評価

「管理運営の基準」第五章「7. 事業評価」の定めを準用する。なお、自己評価においては、指定管理者が自主事業の実施計画における以下の事項を含むものとし、それをふまえた具体的な改善策を提案するものとする。

- ① 自主事業全体の達成目標
- ② 事業別の実施目標

### (3) 実地調査

「管理運営の規準」第五章「7. 事業評価」の定めを準用する。

## 9. 原状回復

指定管理者は、指定期間の終了に伴い、指定管理者が変更となる場合は、自主事業を終了させ、原状回復を行わなければならない。

なお、現指定管理者以外の者が次期指定管理者となった場合であっても、現指定管理者が行った自主事業のうち、第三者との契約によるものについては、次期指定管理者はその内容を引き継ぐことができるものとする。ただし、次期指定管理者が第三者との契約内容を引き継ぐ意思を表明した場合に限る。

## 第七章 その他

### 1. 連絡調整会議の開催

本市と指定管理者は、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議を開催し、本業務を円滑に実施するため、協議を緊密に行うものとする。連絡調整会議にかかる日程調整や議事録作成は指定管理者が行うこと。また、連絡調整会議等において要望された事項について、その実効性を検討し、改善等措置を行うこと。

### 2. 関係機関との連携（連携協議会）

指定管理者は、公園内外の施設連携を進めていくため、協議組織（以下「連携協議会」という。）の設置を行うこととする。連携協議会では、本件施設及び公園内外の各施設（農産物直売所、橿原市歴史に憩う博物館等）の相互理解及び連携を向上させ活性化を図る取組を積極的に行うこと。本件施設の取組に多様性を持たせるために、公園内の各施設以外からの客観的な意見を積極的に取り入れるよう留意すること。新沢地区の多様な主体（公共施設、民間企業、地元住民等）が有機的に連携し、地区全体の活性化が実現することを将来的な目標とする。

指定管理者は連携協議会運営計画を作成することとする。連携協議会の運営は連携協議会運営計画に基づいて、指定管理者の責任において行うものとする。

### 3. 本市等の要請への協力

指定管理者は、本市及び関係団体が行う事業・照会等に対し、本市の要請に基づき協力するものとする。

### 4. 施設命名権・広告導入

本件施設において、施設命名権（ネーミングライツ）及び広告の導入の検討に際して、指定管理者は必要な協力を行うこと。なお、命名権等が決定した場合は、施設名の表示又は掲示及び広告、その他本市の要請に基づく協力を行うこととする。

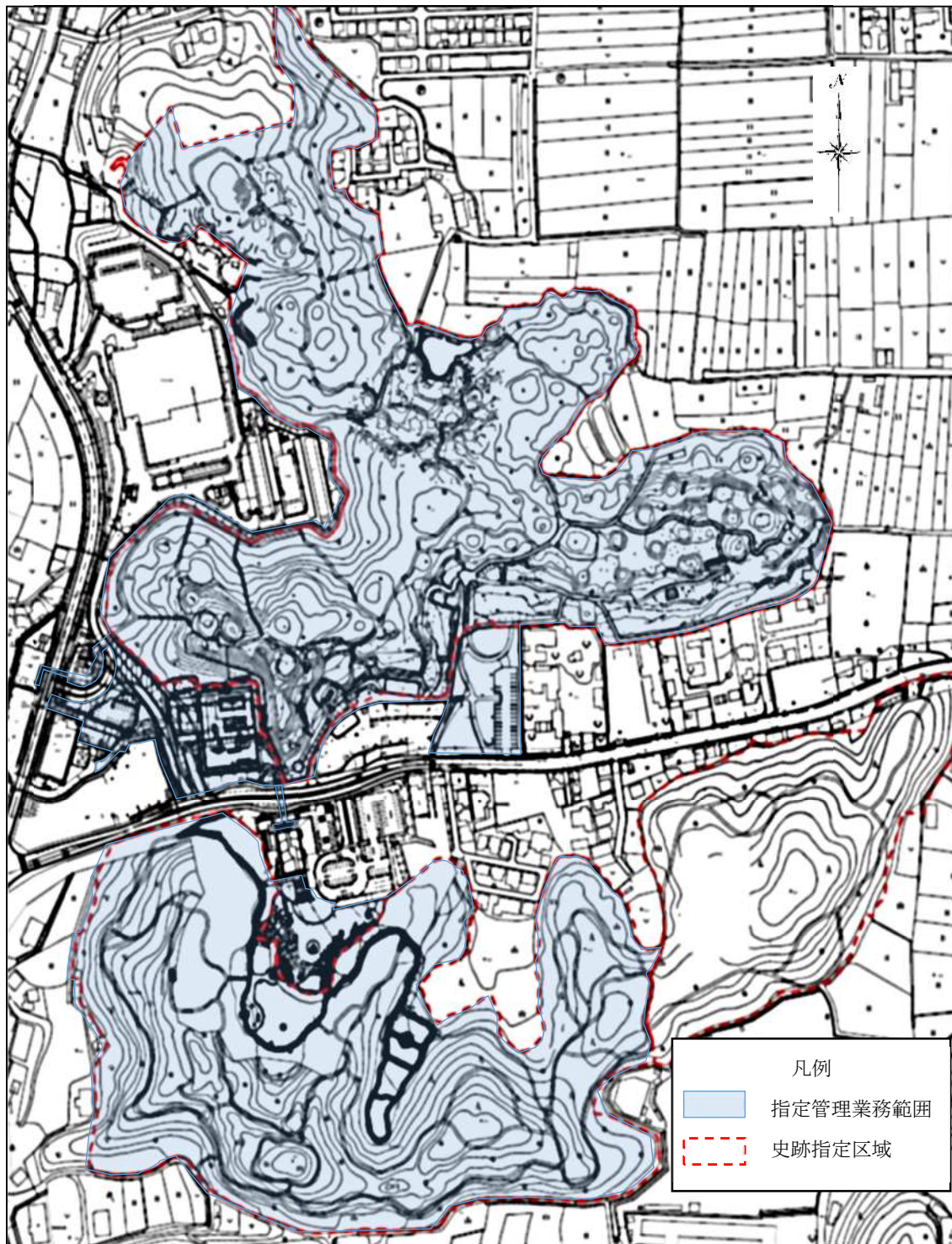
### 5. 指定期間終了時等の取扱い

指定管理者は、指定期間が終了するとき、又は指定が取消されたときは、本市が特に支障がないと認めた場合を除き、次の指定管理者（指定管理者制度によらない場合は、本市又は本市が業務を委託する者）が円滑に業務を遂行できるよう十分な引継ぎを行うものとし、ます。

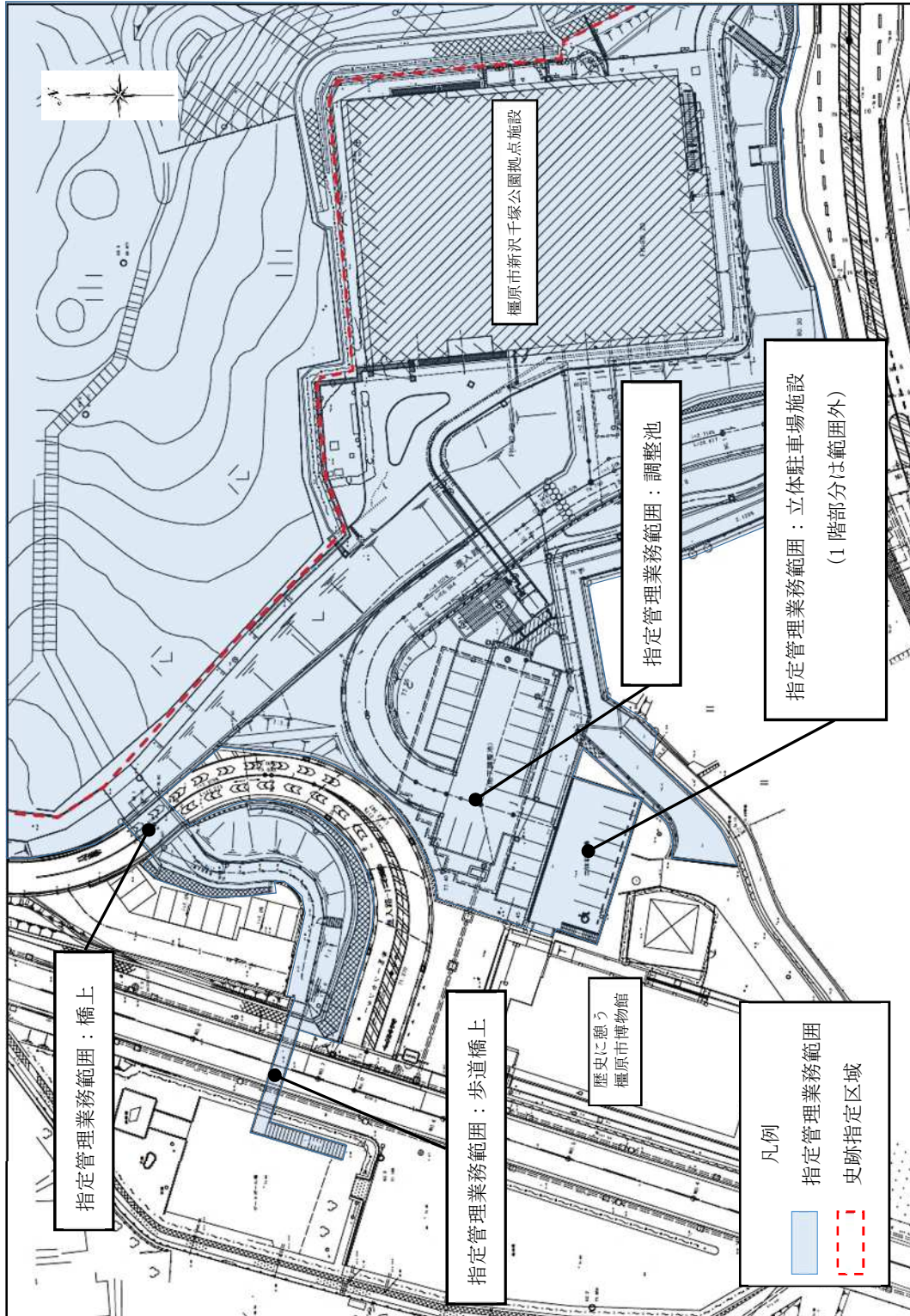
また、指定管理者が施設設備の原状を変更している場合は、本市において原状回復の必要がないと認める場合を除き、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復するものとし、ます。

# 資料編

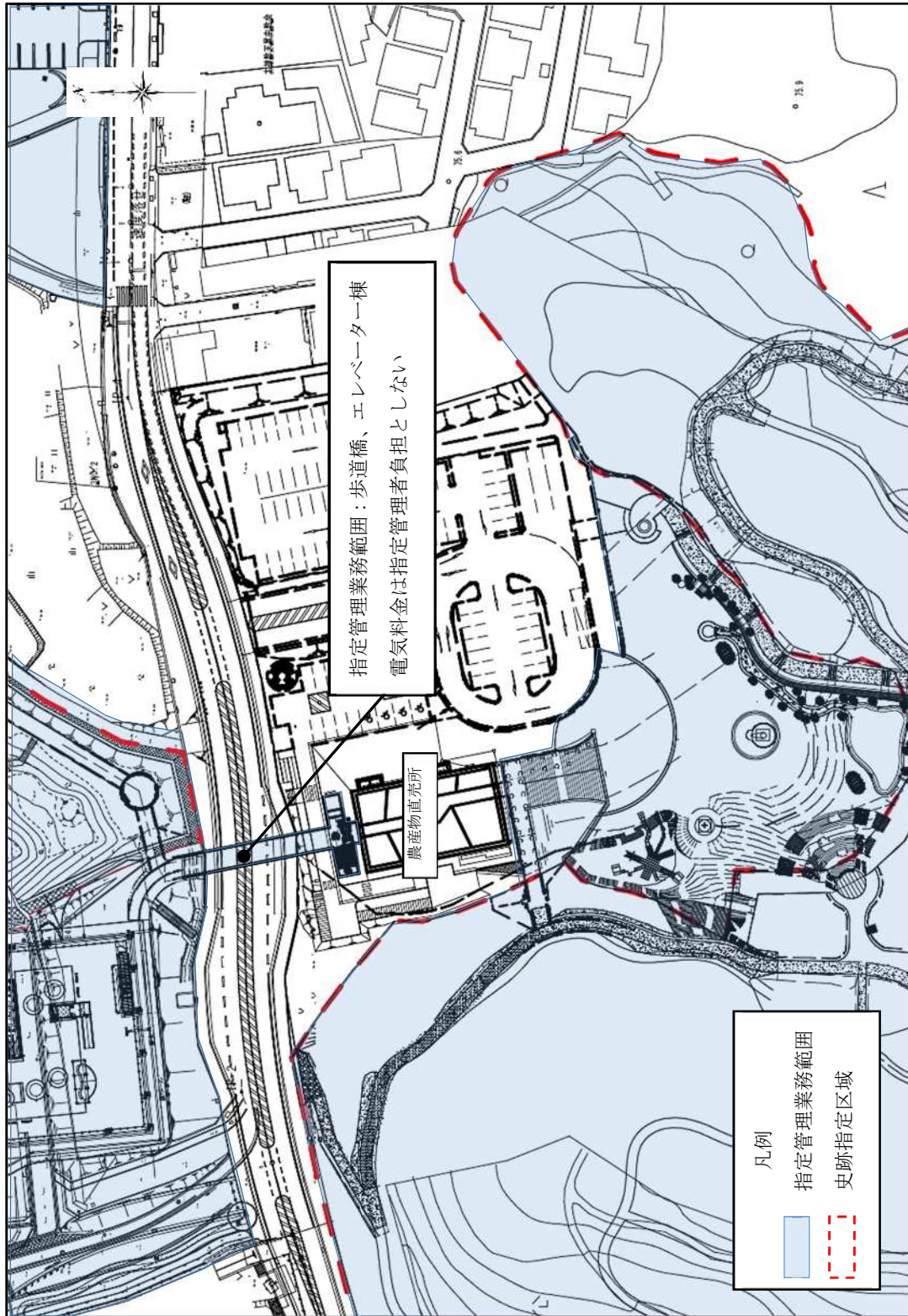
指定管理業務範囲図（全体）



指定管理業務範囲図（橿原市新沢千塚公園拠点施設・博物館周辺詳細）



指定管理業務範囲図（農産物直売所周辺詳細）



別紙2 本件施設の利用状況

【橿原市新沢千塚公園拠点施設】

	平成30年度	令和元年	令和2年度
	利用者数	利用者数	利用者数
	売上額	売上額	売上額
浴場	16,930人	14,801人	8,775人
	4,848,390円	4,301,480円	2,513,790円
健康づくり施設	99,037人	97,305人	42,306人
	(使用料) 23,279,950円	(使用料) 22,711,553円	(使用料) 10,603,250円
	(自主事業) 47,100円	(自主事業) 54,500円	(自主事業) 29,600円
ダンス教室	2,087人	1,825人	599人
	414,000円	377,360円	161,600円
教室1(洋室)	1,116人	891人	84人
	(使用料) 56,500円	(使用料) 52,500円	(使用料) 36,500円
	(自主事業) 235,100円	(自主事業) 190,200円	(自主事業) 休止
教室2(和室)	2,587人	1,670人	3人
	(使用料) 86,500円	(使用料) 54,500円	(使用料) 1,000円
	(自主事業) 169,000円	(自主事業) 97,300円	(自主事業) 休止
教室3	3,716人	2,930人	休止
	282,400円	238,990円	休止
カラオケ機器	26時間	20時間	4時間
	18,200円	14,160円	2,840円
将棋盤又は囲碁盤	592回	474回	0回
	59,200円	47,400円	0円
更衣ロッカー	5回	2回	0回
	500円	200円	0円
合計	125,473人	119,422人	51,767人
	29,496,840円	28,140,143円	13,348,580円

※平成28年4月25日より開園 ※利用者数合計は人数のみの合計

※本表は拠点使用料と自主事業の内訳を示す

別紙3 収支の状況

【檀原市新沢千塚公園拠点施設】

<収入>

	平成30年度	令和元年	令和2年度
拠点施設使用料	29,045,640円	27,798,143円	13,318,980円
行政財産使用料	134,701円	134,687円	133,335円
喫茶	1,027,390円	853,400円	71,000円
自主事業	451,200円	342,000円	29,600円
その他	43,036円	37,236円	22,236円
合計	30,701,967円	29,165,466円	13,575,151円

<支出（管理運営費）>

	平成30年度	令和元年	令和2年度
人件費	32,930,442	30,185,938	33,400,888
諸経費	10,168,696	9,475,455	8,897,489
設備関連費	65,678,654	68,892,927	66,583,467
光熱水費	31,987,640	32,132,778	27,386,447
その他費用	169,120	116,279	2,793,259
合計	140,934,552	140,803,377	139,061,550

【指定管理料の上限】

指定期間（年）の総額：1,939,920,000円（万円以下切捨て）



別紙4 リスク分担表

種類	リスクの内容	負担者			
		本市	指定管理者	分担 (協議)	指定管理者 (負担限度付)
法令変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
	施設等の新設又は改築を要するものなどの法令等の変更	○			
税制変更	管理運営に直接影響を与える税制変更(消費税等)	○			
	上記以外の税制度の変更(法人税等)		○		
物価変動	管理運営経費に影響する物価変動			○	
金利変動	金利変動等による収支の影響		○		
需要変動	競合施設、天候、当初需要見込みの乖離等の影響による利用者の増減		○		
管理運営の内容変更	市の政策による指定期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による指定期間中の変更		○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	上記以外のもの			○	
施設・設備等の修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置したもの		○		
	上記以外のもの				○※1
損害賠償	本市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	本市と指定管理者の両者、第三者等に帰責事由があるもの			○	
不可抗力 ※2	不可抗力による施設・設備の復旧			○※3	
	不可抗力による管理運営の休業			○※4	

※1 1件あたり100万円未満の修繕は指定管理者の負担とし、それ以外は協議とする。

※2 不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、広域に発生した感染症などをいう。

※3 不可抗力により、建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、指定を取消しす場合がある。

※4 暴風、豪雨等を対象とした不可抗力による短期間の休業(避難所として利用される場合も含む)に対し、本市は指定管理者に対する休業補償は行なわない。

別紙5 本件施設の使用時間及び休場日・種類及び使用料

【本件施設の使用時間及び休場日】

有料施設等の種類	使用時間	休場日
橿原市新沢千塚公園拠点施設	午前9時から 午後9時まで	火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日以後で最も近い休日でない日） 1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで

【本件施設の使用料】

（7）橿原市新沢千塚公園拠点施設

① 浴場、温浴施設及びトレーニングルームの使用料（1人1回当たり）

区分	対象者及び使用料					
浴場のみ使用するとき	一般（中学生以上）		市内学生 及び市内高齢者		小学生	就学前 児童
	500円 (250円)		250円 (130円)		200円 (100円)	100円 (50円)
浴場と併せて使用するとき	一般（高校生以上）				市内学生（高校生以上） 及び市内高齢者	
	市内		市外		市内	
	1回券	延長券	1回券	延長券	1回券	延長券
温浴施設	810円 (560円)	400円 (280円)	1,050円 (720円)	520円 (360円)	560円 (430円)	280円 (210円)
トレーニング ルーム	810円 (560円)	400円 (280円)	1,050円 (720円)	520円 (360円)	560円 (430円)	280円 (210円)
温浴施設、 トレーニング ルーム	1,010円 (760円)	330円 (250円)	1,310円 (980円)	420円 (320円)	760円 (640円)	250円 (210円)

② 定期券の金額

区分	対象者及び使用料					
浴場と併せて 使用するとき	一般（高校生以上）				市内学生（高校生以上） 及び市内高齢者	
	1ヶ月		3ヶ月		1ヶ月	3ヶ月
	市内	市外	市内	市外	市内	市内
温浴施設	4,880円 (3,360円)	6,340円 (4,360円)	12,420円 (8,550円)	16,140円 (11,110円)	3,360円 (2,540円)	8,550円 (6,410円)
トレーニング グループム	4,880円 (3,360円)	6,340円 (4,360円)	12,420円 (8,550円)	16,140円 (11,110円)	3,360円 (2,540円)	8,550円 (6,410円)
温浴施設、 トレーニング グループム	6,110円 (4,580円)	7,940円 (5,950円)	15,580円 (11,610円)	20,250円 (15,090円)	4,580円 (3,760円)	11,610円 (9,570円)

③ 教室及び備品の使用料

区分	使用料	使用料	
		市内	市外
教室1（地下階洋室）	1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき	500円	750円
教室2（地下階和室）		500円	750円
教室3（1階）		810円	1,210円
ダンス教室（1階）		1,010円	1,510円
カラオケ機器		710円	
将棋盤又は囲碁盤	1回につき	100円	
更衣ロッカー（浴場、温浴施設及びトレーニンググループムを使用するときを除く。）		100円	

<備考>

- 回数券（11回綴り）の金額は、上記の使用料に10を乗じて得た額とする。
- 前項の回数券の有効期間は、その発行の日から起算して3ヶ月とする。
- この表において、市内学生とは、市内に居住し、又は通学する中学生以上の学生をいう。
- この表において、市内高齢者とは、市内に居住する70歳以上の者をいう。
- 括弧内は障がい者割引の額とする。障害者割引を受ける者は障がい者手帳等の証明書を提示するものとする。

6 温浴施設若しくはトレーニングルームを使用するとき、利用時間枠は2時間までとする。  
また、温浴施設及びトレーニングルームを使用するとき、利用時間枠は3時間までとする。

別紙6 本件施設の設備機器等概要及び管理業務基準

(1) 本件施設の設備機器等管理業務基準

【檀原市新沢千塚公園拠点施設】

項 目	必要管理項目	頻 度 (内 容)
電気設備	・ 定期点検	月 1 回 以上 年次点検 年 1 回
消防設備	・ 日常保守管理 ・ 定期点検	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 に基づく点検を行うものとする。
空調設備	・ 日常保守管理	毎日
	・ 定期点検	シーズンイン点検 1 回/6 月 オンシーズン点検 月 1 回以上
貯水槽	・ 日常保守管理 ・ 定期点検	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 34 条の 2 第 1 項の厚生省令で定める管理基準に適合するよう、保守点検（水質検査を含む）及び消毒を行うものとする。
浴場	・ 日常保守管理 ・ 定期点検	・ 日常清掃 ・ ろ過設備循環配管を年 1 回以上清掃
温浴施設	・ 日常保守管理 ・ 定期点検	・ 日常清掃 ・ オーバーフロー還水槽（ジャグジープール 月 1 回以上、子ども専用プール 年 2 回以上、歩行浴、水中エアロ年 1 回以上）を清掃する。 ・ ろ過設備循環配管を年 1 回以上清掃
ポンプ	・ 定期点検	・ 年 1 回以上
小型吸収冷温水機	・ 定期点検	・ 冷暖切替点検年 2 回以上 ・ オンシーズン点検（運転期間中）月 1 回以上
チリングユニット	・ シーズンイン点検 ・ 定期点検	・ 年 2 回以上 ・ 月 1 回以上
温水ボイラー	・ シーズンイン点検 ・ 定期点検 ・ 排ガス測定	・ 年 1 回以上 ・ 月 1 回以上 ・ 年 2 回以上
重油タンク	・ 定期点検	・ 「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針」に基づく管理を行うものとする。
ろ過設備	・ 日常保守管理	・ 毎日

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検保守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温浴施設系統 年3回以上</li> <li>・浴場系統 年2回以上</li> <li>・電解次亜生成装置 年2回以上</li> </ul>
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常保守管理</li> <li>・定期点検</li> <li>・遠隔点検</li> <li>・遠隔監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日</li> <li>・関係諸法規に基づいた保守点検を行うものとする。</li> <li>・年4回以上（定期点検）</li> <li>・遠隔監視は、情報センターにて24時間、人員を待機させ、運行状況の把握、異常信号を受信した時は直ちに業務担当者又は専門技術者を派遣し、適切な対応を行うものとする。</li> </ul>
自動ドア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常保守管理</li> <li>・定期点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日</li> <li>・年4回以上（定期点検）</li> </ul>
給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回以上</li> </ul>
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊建築物点検（建築基準法第12条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回（設備）</li> <li>・3年1回（建築物）（初回は令和3年度実施）</li> </ul>
清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な清掃（屋内・外）</li> <li>・定期的な清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面清掃、灰皿・ごみ箱清掃、ゴミ拾い</li> </ul> </li> <li>・年2回 <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面（ワックス・洗剤清掃）、窓ガラス</li> </ul> </li> </ul> <p>※窓ガラス清掃対象面積 823.98 m<sup>2</sup></p>
芝生地等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的保守管理</li> <li>・定期的な保守管理</li> <li>・剪定、消毒、施肥、除草・草刈</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時の芝刈、芝の手入れ、散水等の植栽管理</li> <li>・定期的な芝の育成・肥培・防除等の総合管理</li> <li>・剪定：年1回程度</li> <li>・消毒；年3回程度</li> <li>・除草・草刈：年9回程度</li> <li>・施肥：年1回程度</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常保守管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口シャッター、バリカーの開閉</li> <li>・日常清掃</li> <li>・終業時、農産物直売所駐車場のバリカーの閉鎖、エレベーターの休止</li> <li>・桜の広場駐車場の開閉</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前9時から午後5時まで檀原市新沢千塚公園拠点施設地下駐車場及び歴史に憩う檀原市博物館共用駐車場に各々ポスト1</li> </ul>
--	---	--

【新沢千塚古墳群公園】

公園内 (北群)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草、草刈</li> <li>・倒木、塵芥等処理</li> <li>・剪定等植栽管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時の倒木、塵芥の処理、剪定等植栽管理</li> <li>・除草・草刈：全域年2回程度（園路周辺及び民家に隣接する場所については、繁茂の状況により、部分的に除草作業を行う。）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内安全確認</li> <li>・利用者注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週1回</li> <li>・公園内の安全、環境確認</li> </ul>
公園内 (南群)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草、草刈</li> <li>・倒木、塵芥等処理</li> <li>・剪定等植栽管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時の倒木、塵芥の処理、剪定等植栽管理</li> <li>・除草・草刈：全域年2回程度（園路周辺及び民家に隣接する場所については、繁茂の状況により、部分的に除草作業を行う。）</li> </ul> <p>ただし、上記と別で園路は1回、外周部は1回、龍の広場は1回、除草作業を行う。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内安全確認</li> <li>・利用者注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週1回</li> <li>・公園内の安全、環境確認</li> </ul>
棚田の広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草、草刈</li> <li>・塵芥等処理</li> <li>・剪定等植栽管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時の塵芥の処理、剪定等植栽管理</li> <li>・除草・草刈：年3回程度（繁茂の状況により、部分的に除草作業を行う。）</li> </ul>
説明板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時、内容の読み取りに支障がないよう清掃を行う</li> </ul>
公園内施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週2回実施</li> <li>・四阿等休憩施設</li> <li>・せせらぎ等水景施設（水面の落葉、ごみ等）</li> <li>・龍の広場等（遊具含）</li> <li>・整備済園路等（防護柵含）</li> <li>・龍の広場池・せせらぎ（年3回）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検及び状況把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具施設等について、目視等により点検</li> <li>・水景施設等について、目視等により点検</li> <li>・水景設備点検（月1回）</li> <li>・消耗品（次亜塩素酸ソーダ（I））補充</li> <li>・芝すべりの芝養生</li> </ul>
健康運動広場トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週2回実施</li> <li>・消耗品（トイレトペーパー）補充</li> </ul>

新沢千塚古墳群ガイダンス施設	・ 日常管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日（12月27日～1月4日は除く）</li> <li>・ 床面清掃、ゴミ拾い、トイレ清掃 施設の清掃</li> <li>・ 消耗品（トイレットペーパー）補充</li> <li>・ 出入口シャッターの開閉</li> </ul>
調整池	・ 保守点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常清掃</li> <li>・ 施設点検</li> <li>・ 浚渫（R8年度、R18年度に実施）</li> </ul>

（2）本件施設の設備機器等概要

【榎原市新沢千塚公園拠点施設】

○電気設備

<電気設備点検設備名及び数量>

○ 点検設備内容			
受電電圧	6,600V	最大電力	140kW
設備容量	550kVA		

<自家用電気工作物点検設備名及び数量 >

設 備 名	分 類	数 量
高 圧 配 電 盤		1 台
低 圧 配 電 盤	動力・電灯用	5 面
配 線	連絡母線	1 系統
接 地 抵 抗 試 験		6 接地極
高 圧 機 器	変圧器 500kVA 以下	5 台
	交流遮断機	1 台
	断路器	1 組
	計器用変成器	8 組
	負荷開閉器	5 台
	高圧進相コンデンサ	3 台
	直列リアクトル	3 台
	保護継電器	2 台
自家発電設備	6 気筒ラジエータ式	1 組
分電盤・開閉器等		6 面
動 力 制 御 盤		5 面



< 発電機 >

区 分
メーカー：ヤンマー株式会社 形式：横軸回転界磁形同期発電機 AP23-D-S×1 台 ※付属設備 地下貯蔵タンク 類別 第4類 品名 第3石油類（A重油） 最大数量 4000L 指定数量の倍数 2.0倍

○消防設備

< 消防用設備点検設備名及び数量 >

設 備 名	分 類	数 量
粉末消化器		24 個
スプリンクラー設備	加圧送水装置	1 組
	起動装置	1 式
	ヘッド	187 個
	制御盤	1 面
	流水検知装置	2 組
	表示板	1 面
	呼水装置	1 組
	送水口	1 箇所
	圧力スイッチ	3 個
	水源貯水槽・給水装置・バルブ類	1 組
	補助散水栓	13 個
	末端試験弁	2 個
	スプリンクラーポンプ	1 台
	補助加圧ポンプ	1 台
泡消火設備	加圧送水装置	1 組
	起動装置	1 式
	泡ヘッド	163 個
	感知ヘッド	96 個
	制御盤	1 面

	流水検知装置	1組
	圧力スイッチ	2個
	一斉開放弁	18台
	手動開放弁	18台
	泡消火剤貯蔵槽	1台
	泡消火剤混合装置	1台
	表示盤	1面
	呼水装置	1台
	泡消火ポンプ	1台
自動火災報知設備	受信機 P 型 1 級 (26 回線)	1 台
	差動式スポット型感知器	86 個
	定温式スポット型感知器	10 個
	定温式スポット型感知器 (防爆)	1 個
	煙感知器	29 個
	P 型 1 級発信機	1 個
	表示灯	1 灯
	音響装置	1 個
	消火栓起動装置	1 個
	常用電源	1 組
	予備電源	1 組
	非常電源	1 組
ガス漏れ火災警報装置	受信機	1 面
	表示盤	1 面
	検知器 (警報付)	2 個
	警報装置	1 組
	表示灯	1 灯
	常用電源	1 組
	予備電源	1 組
非常警報設備 (放送設備)	増幅器操作部 (160W)	1 台
	スピーカ回線	5 回線
	起動装置 (非常電話)	1 個
	常用電源	1 組
	非常用電源	1 組
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	43 灯
排煙設備	制御盤 (13 回線)	1 面

	ダンパー (FD)	26 個
	排煙口	16 個
	電動式シャッター	2 枚
	排煙ファン	1 台
配線	絶縁抵抗測定及び 配線点検	1 式
非常用照明		112 個
防火扉	ドアー式S型	2 個
	防火シャッター	2 個
	手動開閉装置	2 個
	光電式煙感知器	4 個

<空調設備点検設備名及び数量>

区 分	台 数
ユニット型・コンパクト型空気調和機 メーカー 新晃工業株式会社 (一般系統用) 送風 12,100 m <sup>3</sup> /h、冷房 130KW、暖房 169KW 冷温水 190ℓ/min、加湿器 60kg/h (浴室系統用) 送風 3,700 m <sup>3</sup> /h、暖房 58KW、温水 183ℓ/min (温浴系統用) 送風 18,000 m <sup>3</sup> /h、暖房 172KW、温水 250ℓ/min	3 台  (1 台)  (1 台)  (1 台)
ガスエンジン式パッケージ型空気調和機<外機> メーカー ヤンマーエネルギーシステム株式会社 (YGZP850J-NB) (YGZP710J-NB) (YGZP560J-NB) (YDZP560J-NB) (YNZP280H1NB)	5 台  (1 台) (1 台) (1 台) (1 台) (1 台)
<内機> メーカー ヤンマーエネルギーシステム株式会社 (YZBP36M) (YZBP90M) (YZBP112M) (YZCP36MC)	38 台  (1 台) (2 台) (11 台) (2 台)

(YZCP71MC)	(2台)
(YZCP80MC)	(4台)
(YZCP90MC)	(1台)
(YZCP112MC)	(3台)
(YZCP140MC)	(2台)
(YZKP71B)	(1台)
(YZWP28M)	(5台)
(YZWP36M)	(2台)
(YZWP45M)	(2台)

○給排水・衛生設備

<貯水槽清掃消毒設備及び基数>

区 分	容 量 及 び 構 造	基 数
受水槽	メーカー：三菱樹脂株式会社 形式：ヒシタンクGF型 仕様：FRP製単板組立形(2層式) 容量 32 m <sup>3</sup> 寸法 7,000L×3,000W×2,000H マンホール 600φ、電極取付座、内外タラップ ベース架台 H=100、その他付属品共	1基

<ポンプ仕様と台数>

区 分	機 器 仕 様	台 数
加圧給水ポンプユニット	メーカー：(株)川本製作所 形式：KFE40T3.7 仕様：推定末端圧力一定吸水ユニット(インバーター方式) 40φ×80φ×100×500L/min×45m×3.7kW×2 2台並列3台ローテーション運転 INV 起動 制御盤(ユニット自動交互切替装置 外部出力端子(運転故障、満水、減水) 防振架台、圧力タンク、GV、CV、圧力計、その他付属品	1台
加圧給水ポンプユニット	メーカー：(株)川本製作所 形式：JF750+TAK4-100A 仕様：吐出式一定吸水 32φ×25φ×100l/min×10m 受水層 FRP 製 1,000L 1,240×790×1,100H	1台

給湯1次ポンプ (温水ボイラー用)	メーカー：(株)川本製作所 形式：PSS506E2.2 仕様：ステンレス製、ラインポンプ 50φ×50φ×212l/min×22mAg	2台
給湯1次ポンプ (熱交換器用)	メーカー：(株)川本製作所 形式：PSS506E2.2 仕様：ステンレス製、ラインポンプ 50φ×50φ×303l/min×18mAg	1台
給湯2次ポンプ	メーカー：(株)川本製作所 形式：PSS2-206-0.25T 仕様：ステンレス製、ラインポンプ 20φ×20φ×20l/min×10mAg	1台
熱源ポンプ	メーカー：(株)川本製作所 形式：KVS656ME11 仕様：ステンレス製、立型ポンプ、使用温度90℃ 65φ×65φ×600l/min×66mAg、防振装置	2台
排水ポンプ	メーカー：(株)川本製作所 形式：WU0-506/656-1.5LG/LNG 仕様：汚水用水中ポンプ(自動交互運転) 50φ×250l/min×10mAg フロートスイッチ、水中ケーブル10m、SUSチェーン	2台
排水ポンプ	メーカー：(株)川本製作所 形式：WU03-506-0.4TLG/LNG 仕様：湧水用水中ポンプ(自動交互運転) 50φ×100L/min×7.0mAg フロートスイッチ、水中ケーブル10m、SUSチェーン	2台
温水1次ポンプ	メーカー：(株)川本製作所 形式：PSS806E5.5 仕様：ラインポンプ(熱交換器用) 80φ×911l/min×22mA、防振装置、付属品共	1台
温水1次ポンプ	メーカー：(株)川本製作所 形式：PSS506E3.7 仕様：ラインポンプ(ボイラー用) 50φ×365l/min×25mA、防振装置、付属品共	2台
温水2次ポンプ	メーカー：(株)川本製作所 形式：PSS806E5.5 仕様：ラインポンプ(ろ過機、熱交換機用) 80φ×837l/min×20mA、防振装置、付属品共	1台
温水2次ポンプ	メーカー：(株)川本製作所 形式：PSS406E1.5 仕様：ラインポンプ(ユニット型・コンパ <sup>®</sup> 外型空気調和機用) 40φ×150l/min×20mA、防振装置、付属品共	1台

冷水ポンプ	メーカー：(株)川本製作所 形式：PSS326E0.75 仕様：ラインポンプ（水風呂用） 32φ×45l/min×20mA、防振装置、付属品共	1台
-------	---	----

<熱源>

小型吸収冷温水器ユニット（一般系統用） メーカー：パナソニック株式会社 形式 QUW-V40WP-6SX 仕様：ガス焚冷温水発生機、省エネパック（加熱能力増加型） 冷房能力 141kW 冷水量 250L/min 入口 7℃、出口 17℃ 暖房能力 169kW 温水量 250L/min 入口 55℃ 出口 45℃ ガス消費量 13A 16N m <sup>3</sup> /h 防振装置、他標準付属品共	1基
空冷ヒートポンプチラーユニット メーカー：ダイキン株式会社 形式：UWAP190AC 仕様：空冷式ヒートポンプチラー 冷房能力 19kW 水量 54L/min 入口 12℃、出口 7℃ 防振装置、他標準付属品共	1台
温水ボイラー メーカー：株式会社前田鉄工所 形式：RMO-F700NL-26-N1-H 仕様：鋳鉄製無圧開放式温水ヒータ 定格出力 814kW 電熱面積 13.9 m <sup>2</sup> 熱交換出力 暖房 560kW 入口 45℃、出口 55℃、水量 800L/min 給湯 814kW 入口 40℃、出口 60℃、水量 600L/min 制御方式 Hi-LOW-OFF 感震装置 ガス焚 13A ガス消費量 80.3N m <sup>3</sup> /h 最高使用圧力 0.5MPa	2台

<ろ過設備>

メーカー：ローレル株式会社

○子供専用プールろ過設備

構成機器	機器仕様	台数
循環ろ過装置	処理能力 6.4 m <sup>3</sup> /h、ターン数 12/d、運転質量 910kg	1式
ろ過機本体	逆洗式縦型珪藻土ろ過装置 ろ過エレメント：縦型特殊ろ過筒	(1台)
ろ過ポンプ	機内配管：50A SGP/HIVP 自動エア作動弁 1式 片吸込渦巻ポンプ 107L/min×17mH ケーシング/羽根車材質：FC/CAC 電動機：全閉外扇型	(1台)

ヘヤー	円筒型 φ165×280H	(1台)
キャッチャー	接液部：ステンレス 蓋：アクリル 接続口径 50A	
珪藻土投入機	500W×450D×440H 本体：SS400 水位計付 付属品：計量槽、25A 電動ボールバルブ×2	(1台)
底引弁	50A 電動ボールバルブ	(1台)
O F 弁	50A 電動ボールバルブ	(1台)
水位計	電極式 5P 電極棒：SUS304	(1台)
熱交換器		1式
熱交換器	多管式 44.8kW (38,520kcal/h) シェル/チューブ材質：SUS304/SUS316L 1次側：温水 1.8 m <sup>3</sup> /h 72℃→51℃ 2次側：プール水 6.4 m <sup>3</sup> /h 23.5℃→30℃	(1台)
温調弁	20A 電動3方ボールバルブ	(1台)
温度センサー	測温抵抗体 PT100Ω	(1台)
水質監視装置		1式
残留塩素計	ポーラログラフ式 測定範囲：0～2mg/L 電極洗浄方式：電極の振動ビーズ洗浄 付属品：サンプル水自動弁	(1台)
補給水装置		1式
電動弁	40A 補給水ユニット、40A 電動ボールバルブ	(1台)
水位計	電極式 3P 電極棒：SUS304	(1台)
滅菌剤注入ポンプ	ソレノイド駆動定量ポンプ 最大吐出量×吐出圧力：90mL/min×0.7Mpa 付属品：サイフォンチャッキ弁	1台
ろ過装置操作盤	型式：屋内自立型 箱体：鋼板製 出力：一括異常 制御：ろ過装置運転制御 水温制御 水位制御	1台

○歩行浴プールろ過設備

構成機器	機器仕様	台数
循環ろ過装置	処理能力 34.2 m <sup>3</sup> /h、ターン数 8/d、運転質量 1,870kg	1式
ろ過機本体	逆洗式縦型珪藻土ろ過装置 ろ過エレメント：縦型特殊ろ過筒 機内配管：100A SGP/HIVP 自動エア作動弁 1式	(1台)
ろ過ポンプ	片吸込渦巻ポンプ 570L/min×17mH ケーシング/羽根車材質：FC/CAC 電動機：全閉外扇型	(1台)

ヘヤー	円筒型 φ260×400H	(1台)
キャッチャー	接液部：ステンレス 蓋：アクリル 接続口径 80A	
珪藻土投入機	500W×450D×440H 本体：SS400 水位計付 付属品：計量槽、40A 電動ボールバルブ×2	(1台)
底引弁	100A 電動バタフライ弁	(1台)
OF弁	100A 電動バタフライ弁	(1台)
水位計	電極式 5P 電極棒：SUS304	(1台)
熱交換器		1式
熱交換器	多管式 336kW(288,811kcal/h) シェル/チューブ材質：SUS304/SUS316L 1次側：温水 13.8 m <sup>3</sup> /h 72℃→51℃ 2次側：プール水 34.2 m <sup>3</sup> /h 19.6℃→28℃	(1台)
温調弁	50A 電動3方ボールバルブ	(1台)
温度センサー	測温抵抗体 PT100Ω	(1台)
水質監視装置		1式
残留塩素計	ポーラログラフ式 測定範囲：0～2mg/L 電極洗浄方式：電極の振動ビーズ洗浄 付属品：サンプル水自動弁	(1台)
補給水装置		1式
電動弁	50A 電動ボールバルブ	(1台)
水位計	電極式 3P 電極棒：SUS304	(1台)
滅菌剤注入ポンプ	モーター駆動定量ポンプ 最大吐出量×吐出圧力：360mL/min×1Mpa 付属品：サイフォンチャッキ弁	1台
ろ過装置操作盤	型式：屋内自立型 箱体：鋼板製 出力：一括異常 制御：ろ過装置運転制御 水温制御 水位制御	1台

○水中エアロビクスプールろ過設備

構成機器	機器仕様	台数
循環ろ過装置	処理能力 29.7 m <sup>3</sup> /h、ターン数 8/d、運転質量 920kg	1式
ろ過機本体	逆洗式縦型珪藻土ろ過装置 ろ過エレメント：縦型特殊ろ過筒	(1台)
ろ過ポンプ	機内配管：80A SGP/HIVP 自動エア作動弁 1式 片吸込渦巻ポンプ 495L/min×17mH ケーシング/羽根車材質：FC/CAC 電動機：全閉外扇型	(1台)



ヘヤー	円筒型 φ216×350H	(1台)
キャッチャー	接液部：ステンレス 蓋：アクリル 接続口径 80A	
珪藻土投入機	500W×450D×440H 本体：SS400 水位計付 付属品：計量槽、25A 電動ボールバルブ×2	(1台)
底引弁	80A 電動バタフライ弁	(1台)
OF弁	80A 電動バタフライ弁	(1台)
水位計	電極式 5P 電極棒：SUS304	(1台)
熱交換器		1式
熱交換器	多管式 295.43kW(254,011kcal/h) シェル/チューブ材質：SUS304/SUS316L 1次側：温水 12.1 m <sup>3</sup> /h 72℃→51℃ 2次側：プール水 29.7 m <sup>3</sup> /h 19.4℃→28℃	(1台)
温調弁	50A 電動3方ボールバルブ	(1台)
温度センサー	測温抵抗体 PT100Ω	(1台)
水質監視装置		1式
残留塩素計	ポーラログラフ式 測定範囲：0～2mg/L 電極洗浄方式：電極の振動ビーズ洗浄 付属品：サンプル水自動弁	(1台)
補給水装置		1式
電動弁	50A 電動ボールバルブ	(1台)
水位計	電極式 3P 電極棒：SUS304	(1台)
滅菌剤注入ポンプ	モーター駆動定量ポンプ 最大吐出量×吐出圧力：360mL/min×1Mpa 付属品：サイフォンチャッキ弁	1台
ろ過装置操作盤	型式：屋内自立型 箱体：鋼板製 出力：一括異常 制御：ろ過装置運転制御 水温制御 水位制御	1台

○ジャグジープールろ過設備

構成機器	機器仕様	台数
循環ろ過装置	処理能力 10.2 m <sup>3</sup> /h、ターン数 24/d、運転質量 910kg	1式
ろ過機本体	逆洗式縦型珪藻土ろ過装置 ろ過エレメント：縦型特殊ろ過筒	(1台)
ろ過ポンプ	機内配管：50A SGP/HIVP 自動エア作動弁 1式 片吸込渦巻ポンプ 170L/min×17mH ケーシング/羽根車材質：FC/CAC 電動機：全閉外扇型	(1台)

ヘヤー	円筒型 φ165×280H	(1台)
キャッチャー	接液部：ステンレス 蓋：アクリル 接続口径 50A	
珪藻土投入機	500W×450D×440H 本体：SS400 水位計付 付属品：計量槽、25A 電動ボールバルブ×2	(1台)
底引弁	50A 電動ボールバルブ	(1台)
O F 弁	50A 電動ボールバルブ	(1台)
水位計	電極式 5P 電極棒：SUS304	(1台)
熱交換器		1式
熱交換器	多管式 45.88kW(39,450kcal/h) シェル/チューブ材質：SUS304/SUS316L 1次側：温水 1.9 m <sup>3</sup> /h 72℃→51℃ 2次側：プール水 10.2 m <sup>3</sup> /h 26.1℃→30℃	(1台)
温調弁	20A 電動3方ボールバルブ	(1台)
温度センサー	測温抵抗体 PT100Ω	(1台)
水質監視装置		1式
残留塩素計	ポーラログラフ式 測定範囲：0～2mg/L 電極洗浄方式：電極の振動ビーズ洗浄 付属品：サンプル水自動弁	(1台)
補給水装置		1式
電動弁	32A 補給水ユニット、32A 電動ボールバルブ	(1台)
水位計	電極式 3P 電極棒：SUS304	(1台)
滅菌剤注入ポンプ	ソレノイド駆動定量ポンプ 最大吐出量×吐出圧力：90mL/min×0.7Mpa 付属品：サイフォンチャッキ弁	1台
ろ過装置操作盤	型式：屋内自立型 箱体：鋼板製 出力：一括異常 制御：ろ過装置運転制御 水温制御 水位制御	1台
	型式：屋内自立型 箱体：鋼板製 出力：一括異常 制御：ジェットポンプ、バイブラブロワー運転制御	1台
ジェットポンプ		1式
ポンプ	片吸込渦巻ポンプ 270L/min×25mH 付属品：防振架台	(1台)
ヘヤー	円筒型 φ216×400H	(1台)
キャッチャー	接液部：ステンレス 蓋：アクリル 接続口径：80A	
バイブラブロワ	渦流ブロワ 3 m <sup>3</sup> /min×17kPa	1台

	付属品：サイレンサー、CV、GV	
--	------------------	--

○浴槽1 ろ過設備

構成機器	機器仕様	台数
循環ろ過装置 ろ過機本体	処理能力 36.4 m <sup>3</sup> /h、ターン数 2/h、運転質量 2,495kg 全自動砂ろ過装置 本体：FRP φ1,000×1,200H ろ過面積：0.78 m <sup>2</sup> ろ材：珪砂 機内配管：100A、80A HIVP	1式 (1台)
ろ過ポンプ	片吸込渦巻ポンプ 606L/min×17mH ケーシング/羽根車材質：FC ナイロン/CAC 電動機：全閉防まつ型	(1台)
ヘヤー キャッチャー	接続口径：100A 本体：ステンレス バスケット：ステンレス	(1台)
電動弁	80A 電動五方弁、PC	(1台)
熱交換器 熱交換器	多管式 183.65kW(157,900kcal/h) シェル/チューブ材質：チタン 1次側：温水 7.5 m <sup>3</sup> /h 72℃→51℃ 2次側：浴槽水 36.4 m <sup>3</sup> /h 37.7℃→42℃	1式 (1台)
温調弁	40A 電動3方ボールバルブ	(1台)
温度センサー	測温抵抗体 PT100Ω	(1台)
補給水装置 補給水ユニット	50A×50A ミキシングバルブ 付属品：CV、TG 電動弁	1式 (1台)
水位計	電極式 5P 電極棒：チタン	(1台)
滅菌剤注入ポンプ	ソレノイド駆動定量ポンプ 最大吐出量×吐出圧力：90mL/min×0.7Mpa 付属品：サイフォンチャッキ弁	1台
ろ過装置操作盤	型式：屋内壁掛型 箱体：鋼板製 出力：一括異常 制御：ろ過装置運転制御 水温制御 水位制御	1台

○浴槽2 ろ過設備

構成機器	機器仕様	台数
循環ろ過装置 ろ過機本体	処理能力 35.8 m <sup>3</sup> /h、ターン数 2/h、運転質量 2,495kg 全自動砂ろ過装置	1式 (1台)

ろ過ポンプ	本体：FRP φ1,000×1,200H ろ過面積：0.78 m <sup>2</sup> ろ材：珪砂 機内配管：100A、80A HIVP 片吸込渦巻ポンプ 596L/min×17mH ケーシング/羽根車材質：FC ナイロン/CAC 電動機：全閉防まつ型	(1 台)
ヘヤー キャッチャー 電動弁	接続口径：100A 本体：ステンレス バスケット：ステンレス 80A 電動五方弁、P C	(1 台) (1 台)
熱交換器 熱交換器	多管式 183.76kW(158,000kcal/h) シェル/チューブ材質：チタン 1次側：温水 7.5 m <sup>3</sup> /h 72°C→51°C 2次側：浴槽水 35.8 m <sup>3</sup> /h 37.6°C→42°C	1 式 (1 台)
温調弁 温度センサー	40A 電動 3 方ボールバルブ 測温抵抗体 PT100Ω	(1 台) (1 台)
補給水装置 補給水ユニット 水位計	50A×50A ミキシングバルブ 付属品：CV、TG 電動弁 電極式 5P 電極棒：チタン	1 式 (1 台) (1 台)
滅菌剤注入ポンプ	ソレノイド駆動定量ポンプ 最大吐出量×吐出圧力：90mL/min×0.7Mpa 付属品：サイフォンチャッキ弁	1 台
ろ過装置操作盤	型式：屋内壁掛型 箱体：鋼板製 出力：一括異常 制御：ろ過装置運転制御 水温制御 水位制御	1 台

○露天風呂1 ろ過設備

構成機器	機器仕様	台数
循環ろ過装置 ろ過機本体	処理能力 12 m <sup>3</sup> /h、ターン数 2/h、運転質量 950kg 全自動砂ろ過装置 本体：FRP φ600×1,200H ろ過面積：0.28 m <sup>2</sup> ろ材：珪砂 機内配管：50A HIVP	1 式 (1 台)
ろ過ポンプ	片吸込渦巻ポンプ 200L/min×17mH ケーシング/羽根車材質：FC ナイロン/CAC 電動機：全閉防まつ型	(1 台)
ヘヤー	接続口径：50A 本体：ステンレス	(1 台)

キャッチャー 電動弁	バスケット：ステンレス 50A 電動五方弁、P C	(1台)
熱交換器 熱交換器	多管式 63.97kW(55,000kcal/h) シェル/チューブ材質：チタン 1次側：温水 2.6 m <sup>3</sup> /h 72℃→51℃ 2次側：浴槽水 12 m <sup>3</sup> /h 37.4℃→42℃	1式 (1台)
温調弁 温度センサー	25A 電動3方ボールバルブ 測温抵抗体 PT100Ω	(1台) (1台)
補給水装置 補給水ユニット	25A×25A ミキシングバルブ 付属品：CV、TG 電動弁	1式 (1台)
水位計	電極式 5P 電極棒：チタン	(1台)
滅菌剤注入ポンプ	ソレノイド駆動定量ポンプ 最大吐出量×吐出圧力：90mL/min×0.7Mpa 付属品：サイフォンチャッキ弁	1台
ろ過装置操作盤	型式：屋内壁掛型 箱体：鋼板製 出力：一括異常 制御：ろ過装置運転制御 水温制御 水位制御	1台

○露天風呂2 ろ過設備

構成機器	機器仕様	台数
循環ろ過装置 ろ過機本体	処理能力 12 m <sup>3</sup> /h、ターン数 2/h、運転質量 950kg 全自動砂ろ過装置 本体：FRP φ600×1,200H ろ過面積：0.28 m <sup>2</sup> ろ材：珪砂 機内配管：50A HIVP	1式 (1台)
ろ過ポンプ	片吸込渦巻ポンプ 596L/min×17mH ケーシング/羽根車材質：FC ナイロン/CAC 電動機：全閉防まつ型	(1台)
ヘヤー キャッチャー	接続口径：50A 本体：ステンレス バスケット：ステンレス	(1台)
電動弁	50A 電動五方弁、P C	(1台)
熱交換器 熱交換器	多管式 63.97kW(55,000kcal/h) シェル/チューブ材質：チタン 1次側：温水 2.6 m <sup>3</sup> /h 72℃→51℃	1式 (1台)

温調弁 温度センサー	2次側：浴槽水 12 m <sup>3</sup> /h 37.4℃→42℃ 25A 電動3方ボールバルブ 測温抵抗体 PT100Ω	(1台) (1台)
補給水装置 補給水ユニット 水位計	25A×25A ミキシングバルブ 付属品：CV、TG 電動弁 電極式5P 電極棒：チタン	1式 (1台) (1台)
滅菌剤注入ポンプ	ソレノイド駆動定量ポンプ 最大吐出量×吐出圧力：90mL/min×0.7Mpa 付属品：サイフォンチャッキ弁	1台
ろ過装置操作盤	型式：屋内壁掛型 箱体：鋼板製 出力：一括異常 制御：ろ過装置運転制御 水温制御 水位制御	1台

○水風呂 ろ過設備

構成機器	機器仕様	台数
循環ろ過装置 ろ過機本体	処理能力 4.1 m <sup>3</sup> /h、ターン数 2/h、運転質量 710kg 全自動砂ろ過装置 本体：FRP φ500×1,200H ろ過面積：0.19 m <sup>2</sup> ろ材：珪砂 機内配管：50A 32A HIVP	1式 (1台)
ろ過ポンプ	片吸込渦巻ポンプ 68L/min×17mH ケーシング/羽根車材質：FC ナイロン/CAC 電動機：全閉防まつ型	(1台)
ヘヤー キャッチャー	接続口径：50A 本体：ステンレス バスケット：ステンレス	(1台)
電動弁	32A 電動五方弁、PC	(1台)
熱交換器 熱交換器	多管式 11.9kW (10,250kcal/h) シェル/チューブ材質：チタン 1次側：温水 2.05 m <sup>3</sup> /h 7℃→12℃ 2次側：浴槽水 4.1 m <sup>3</sup> /h 19.5℃→17℃	1式 (1台)
温調弁 温度センサー	32A 電動3方ボールバルブ 測温抵抗体 PT100Ω	(1台) (1台)
補給水装置 補給水ユニット	20A×20A ミキシングバルブ 付属品：CV、TG 電動弁	1式 (1台)

水位計	電極式 5P 電極棒：チタン	(1 台)
滅菌剤注入ポンプ	ソレノイド駆動定量ポンプ 最大吐出量×吐出圧力：90mL/min×0.7Mpa 付属品：サイフォンチャッキ弁	1 台
ろ過装置操作盤	型式：屋内壁掛型 箱体：鋼板製 出力：一括異常 制御：ろ過装置運転制御 水温制御 水位制御	1 台

○足湯・水遊び ろ過設備

構成機器	機器仕様	台数
循環ろ過装置	処理能力 11.8 m <sup>3</sup> /h、ターン数 2/h、運転質量 945kg	1 式
ろ過機本体	全自動砂ろ過装置 本体：FRP φ600×1,200H ろ過面積：0.283 m <sup>2</sup> ろ材：珪砂 機内配管：50A HIVP	(1 台)
ろ過ポンプ	片吸込渦巻ポンプ 196L/min×17mH ケーシング/羽根車材質：FC ナイロン/CAC 電動機：全閉防まつ型	(1 台)
ヘヤー	接続口径：50A 本体：ステンレス	(1 台)
キャッチャー	バスケット：ステンレス	
電動弁	50A 電動五方弁、PC	(1 台)
熱交換器	多管式 68.39kW(58,800kcal/h) シェル/チューブ材質：チタン 1次側：温水 2.8 m <sup>3</sup> /h 72℃→51℃ 2次側：浴槽水 11.8 m <sup>3</sup> /h 33℃→38℃	1 式 (1 台)
温調弁	25A 電動 3 方ボールバルブ	(1 台)
温度センサー	測温抵抗体 PT100Ω	(1 台)
補給水装置		1 式
補給水ユニット	25A×25A ミキシングバルブ 付属品：CV、TG 電動弁	(1 台)
水位計	電極式 5P 電極棒：チタン	(1 台)
滅菌剤注入ポンプ	ソレノイド駆動定量ポンプ 最大吐出量×吐出圧力：90mL/min×0.7Mpa 付属品：サイフォンチャッキ弁	1 台
ろ過装置操作盤	型式：屋内壁掛型 箱体：鋼板製 出力：一括異常	1 台

	制御：ろ過装置運転制御 水温制御 水位制御	
--	-----------------------	--

○ろ過設備共通機器

構成機器	機器仕様	台数
電解次亜生成装置	運転重量：495kg	1式
生成ユニット	運転重量 140kg 生成能力：最大 60L/日 (12%次亜塩素酸ソーダ換算) パッチ電気分解式	(1台)
促進剤タンク	運転重量 105kg φ490×910H PE 促進剤注入ポンプ付	(1台)
軟水器	運転重量 20kg イオン交換樹脂 日数再生方式	(1台)
電解水タンク	運転重量 230kg 200L 角形 PE タンク 水位計付	(1台)
オーバーフロー還水槽	【子供専用プール用】 仕様：FRP単板パネルタンク 容量 1.8 m <sup>3</sup> 寸法 1,000×1,000×2,000H 電極座、ハシゴ付属	1基
	【歩行浴・水中エアロ用】 仕様：FRP単板パネルタンク 寸法 2,000×2,000×2,000H 内部仕切り板(2分割)、電極座、ハシゴ付属 歩行浴プール用 3.6 m <sup>3</sup> 水中エアロビクスプール用 3.6 m <sup>3</sup>	1基
	【ジャグジープール用】 仕様：FRP単板パネルタンク 容量 1.8 m <sup>3</sup> 寸法 1,000×1,000×2,000H 電極座、ハシゴ付属	1基

< 橿原市新沢千塚公園拠点施設エレベーター仕様 >

メーカー名	形式	積載量	定員
フジテック株式会社	ロープ式エレベーター	1,000 kg	15名
フジテック株式会社	ロープ式エレベーター	1,000 kg	15名

※POG メンテナンス

< 橿原市新沢千塚公園拠点施設自動ドア仕様 >

メーカー名	形式	台数
ナブコドア株式会社	DSN-60D	2台



< 橿原市新沢千塚公園拠点施設窓ガラス清掃対象面積 >

窓面積表			
	開閉式	はめ込み式	計
地下1階	15.54		15.54
1階	724.96	43.57	768.53
PH階	39.91		39.91
計	780.41	43.57	823.98
窓ガラス清掃対象面積			823.98 m <sup>2</sup>

【新沢千塚古墳群公園】

<ろ過設備>

○龍の広場水景設備

構成機器	機器仕様	台数
循環ろ過装置	処理能力 30m <sup>3</sup> /h、運転質量 1220kg	1式
ろ過機本体	全自動砂ろ過装置	(1台)
ろ過ポンプ	本体：FRP φ850×998H ろ材：ろ過材、珪砂 主配管口径 80 呼称径 φ80	(1台)
紫外線滅菌装置	吐出し量 0.55m <sup>3</sup> /min 全揚程 25m	(1台)
井戸用給水ポンプ ユニット	処理能力 30m <sup>3</sup> /h 25φ×30L/min×20m (水中ポンプ型)	(1台)
強制酸化装置	処理水量 5m <sup>3</sup> /h	(1台)
前処理槽	有効容量 1.6m <sup>3</sup>	(1台)
給水ポンプ	25φ×50L/min×25m	(1台)
除鉄装置	処理能力 34L/min	(1台)
高圧ミストポンプ ユニット	3相 200V-0.75kw	(1台)
水道水給水弁電動 弁ユニット	MV25・GV25 共	(1台)
井戸水給水弁電動 弁ユニット	MV25・GV25 共	(1台)
切替用高圧電磁弁 ユニット	10A	(1台)

ポンプピット排水 ポンプ	200V-0.4kw 50φ×0.20m <sup>3</sup> /min×5m	(1台)
ろ過吐出ノズル	40A	(1個)
BFV	80A (ろ過)	(1個)
BFV	50A (ろ過)	(1個)
逆止弁	80A	(1個)
水景制御盤	屋外自立型・雨センサー制御付	(1面)
循環水槽水位感知 器	5P 防波管・ボックス共	(1基)
井戸用水位感知器	3P ボックス共	(1基)
ミストユニット	龍の頭 4700φ15A 30本	(1台)
ミストユニット	龍の玉 1400φ10A 12本	(1台)
ミストユニット	龍の背-1	(1台)
ミストユニット	龍の背-2	(1台)
ミストユニット	龍の背-3	(1台)
ミスト配管溶接加 工管	3000L-15A	(1本)

別紙7 本件施設における各年度修繕経費枠

年度	総計額
R4 年度	3,070,000 円
R5 年度	3,170,000 円
R6 年度	3,270,000 円
R7 年度	3,370,000 円
R8 年度	3,470,000 円
R9 年度	3,570,000 円
R10 年度	3,670,000 円
R11 年度	3,770,000 円
R12 年度	3,870,000 円
R13 年度	3,970,000 円
R14 年度	4,070,000 円
R15 年度	4,170,000 円
R16 年度	4,270,000 円
R17 年度	4,370,000 円
R18 年度	4,470,000 円

別紙8 修繕等実績一覧

修繕費

【榎原市新沢千塚公園拠点施設】

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
本市	修繕費	962,019 円	362,862 円	1,689,556 円
	工事請負費	円	円	円
合計		962,019 円	362,862 円	1,689,556 円

<本市が実施した主な修繕等の項目>

【平成 30 年度】

項目	金額
2口ホーム水栓修理	26,470 円
Vベルト取替	16,416 円
ソフト閉止ユニット部品交換修理	7,668 円
水中エアロビクス系統 漏水調査	21,600 円
水中エアロビクス系統 部品交換修繕	32,400 円
浴場内シャワー混合栓温調施工費	42,930 円
浴場内シャワー混合栓温調修繕	39,409 円
脱衣室シャワーハンガー不良修理	18,090 円
シャワー混合栓不良修理	31,968 円
駐車場機械室扉修繕	23,760 円
ろ過装置部品交換及び修理業務	561,600 円
ロッカー錠解錠及びカギ作製修繕	7,560 円
トレーニング機器修理業務	32,148 円
合計	962,019 円

【令和元年度】

項目	金額
点字ブロック撤去設置	16,200 円
シングルレバー混合栓修理押し釦部	13,986 円
ろ過ポンプ部品取替修繕水切りつば	45,360 円
屋上床洗浄・高圧洗浄	86,400 円
ろ過ポンプ部品取替修繕電蝕棒	18,360 円
便座不良修理	23,980 円
ウォータークーラー不良修理	33,000 円
珪藻土ろ過装置ろ布取替え	32,076 円

浴室扉鍵修繕	36,300 円
火災受信機不具合修繕	24,200 円
ボディリペアⅡコキシアリンク作業	33,000 円
合計	362,862 円

【令和2年度】

項目	金額
点字ブロック修繕	19,800 円
温水1次ポンプモーター交換	242,000 円
消防設備修理	20,350 円
空調系統電動三方弁更新	825,000 円
シャワー混合栓不良修理	75,988 円
温水配管修繕	16,500 円
珪藻土ろ過機部品取替え（子ども専用・歩行浴プール）	99,803 円
地下天井水漏れ等修理	29,315 円
玄関前雨水排水柵不良修理	25,300 円
自動券売機メニュー変更作業及び点検	88,000 円
券売機2 ロールメカ部品交換	44,000 円
足湯系統制御盤漏電復旧	38,500 円
屋上床ハクリ作業（コケ・水垢・カビ取り）	99,000 円
浴槽ヒノキ カビ取り作業・染み抜き作業	66,000 円
合計	1,689,556 円

【新沢千塚古墳群公園】

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
本市	修繕料	974,295 円	567,084 円	726,770 円
	工事請負費	円	326,700 円	326,700 円
合計		974,295 円	893,784 円	1,053,470 円

<本市が実施した主な修繕等の項目>

【平成 30 年度】

項目	費用
新沢千塚古墳群公園 ガイダンス施設 回路修繕	18,360 円
新沢千塚古墳群公園ガイダンス施設 水道設備等修繕	300,240 円
土間コンクリート修繕 (千塚)	85,320 円
新沢千塚古墳群公園園路修繕	97,200 円
新沢千塚古墳群公園 視覚障害者誘導表示補修	23,760 円
新沢千塚古墳群公園 ガイダンス施設 回路修繕	48,384 円
新沢千塚古墳群公園 ガイダンス施設 消防設備修理	32,400 円
新沢千塚古墳群公園 園路修繕	23,760 円
新沢千塚古墳群公園 井戸配管修繕	46,440 円
新沢千塚古墳群公園 木製階段修繕	83,160 円
新沢千塚古墳群公園 薬液殺菌装置修繕	48,816 円
新沢千塚古墳群公園 木製階段手摺設置修繕	49,140 円
新沢千塚古墳群公園 分電盤回路修繕	48,600 円
新沢千塚古墳群公園ガイダンス施設 男子トイレ修繕	68,715 円
合計	974,295 円

【令和元年度】

項目	費用
新沢千塚古墳群公園芝補修	91,800 円
新沢千塚古墳群公園 ミストポンプ点検修繕	41,364 円
新沢千塚古墳群公園 E X P. J 修繕	41,040 円
新沢千塚古墳群公園 強制酸化装置点検修繕	49,680 円
新沢千塚古墳群公園 給水除鉄装置点検修繕	48,400 円
新沢千塚古墳群公園階段修繕業務委託	294,800 円
新沢千塚古墳群公園桜の広場排水改修工事	326,700 円
合計	893,784 円

【令和2年度】

項目	費用
植栽帯修繕	98,670 円
芝法面修繕	47,300 円
強制酸化装置点検修繕	66,000 円
水景設備修繕業務	498,300 円
水景設備備品修繕業務	16,500 円
桜の広場排水改修工事	326,700 円
合計	1,053,470 円

樹木伐採費

【新沢千塚古墳群公園】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
本市	樹木伐採費	4,280,040 円	7,022,400 円	7,368,900 円
合計		4,280,040 円	7,022,400 円	7,368,900 円

【平成30年度】

項目	費用
新沢千塚古墳群樹木伐採業務（147本）	4,280,040 円
合計	4,280,040 円

【令和元年度】

項目	費用
新沢千塚古墳群樹木伐採業務（69本）	2,941,400 円
新沢千塚古墳群樹木伐採業務（第2期）（81本）	4,081,000 円
合計	7,022,400 円

【令和2年度】

項目	費用
新沢千塚古墳群公園樹木伐採業務（55本）	7,184,100 円
新沢千塚古墳群強風被害木搬出業務	184,800 円
合計	7,368,900 円

別紙9 貸与備品一覧

【檀原市新沢千塚公園拠点施設】

種 類	数 量	備 考
テーブル (大)	2	教室(1)
ソファ (橙)	10	教室(1)
丸テーブル (小)	6	市民サロン 2、トレーニング 1、器具庫 2
丸テーブル (大)	4	市民サロン
角テーブル (小)	1	授乳室
丸テーブル (大)	3	脱衣室 2、市民サロン 1
会議用テーブル	28	教室(3) 26、廊下 1、器具庫 1
座卓	5	教室(2)
会議用椅子	88	教室(3) 81、屋外(喫煙所) 2、事務所 1、監視室 4
OA椅子 (青)	4	事務所 3、監視室 1
OA椅子 (黄)	6	事務所 5、倉庫 1
スツール (木製)	2	下足コーナー 2
椅子	16	市民サロン 13、屋外(喫煙所) 2、多目的トイレ
スツール (木製)	24	脱衣室 14、更衣室 10
スツール	1	授乳室
チェア (木製)	12	浴室 4、廊下 1、トレーニングルーム 2、市民サロン 1、倉庫 4
ベンチ (木製)	5	脱衣室 4、下足コーナー 1
ベンチ (布張り)	3	観覧席
ベンチ (樹脂製)	3	温浴施設
ベンチ (布張り)	10	市民サロン
座椅子	20	教室(2)
カウンター椅子	3	喫茶コーナー
ボールラック (12個用)	1	倉庫
ボールラック (16個用)	1	倉庫
引出付台下棚	1	喫茶コーナー
台下戸棚	1	喫茶コーナー
ラック	10	器具庫 7、倉庫 3
ラック	2	器具庫 1、事務所 1



ラック（網棚）	2	温浴施設 1、トレーニングルーム 1
軽量ラック	3	事務室 2、トレーニングルーム 1
ラック（樹脂製）	2	浴室 2
ラテラルキャビネット	6	教室(3) 2、器具庫 2、トレーニングルーム 2
下足ロッカー（24人）（コインリターン式）	10	下足コーナー
下足ロッカー（21人）（コインリターン式）	3	下足コーナー
更衣ロッカー（8人）	30	脱衣室 14、更衣室 16
更衣ロッカー（6人）	8	更衣室
更衣ロッカー（6人）	2	監視脱衣室
貴重品ロッカー	3	廊下
演台	1	教室(3)
おむつ替台	3	脱衣室 2、授乳室 1
ホワイトボード	1	教室(3)
傘立	3	地下 EV ホール 1、エントランス 2
耐火金庫	1	事務所
キッズコーナーセット	1	器具庫
インクジェットプリンター（FAX機能付）	1	事務所
トースター（パナソニック NT-T500）	1	喫茶コーナー
電子レンジ（パナソニック NE-710GP）	1	喫茶コーナー
電子レンジ（YUASA PRE-701S）	1	喫茶コーナー
流し台（二槽シンク）	1	喫茶コーナー
I H調理器（パナソニック KZ-PH33）	1	喫茶コーナー
冷蔵・冷凍庫（パナソニック SRR-K981CS）	1	喫茶コーナー
冷凍庫（Abitelax ACF-110E）	1	喫茶コーナー
コーヒーマシン（BREWOMATIC EZ Brew）	1	喫茶コーナー
製氷機（パナソニック SIM-120A）	1	喫茶コーナー
電気ポット	1	喫茶コーナー
地上波デジタルテレビ（天井付）	3	トレーニングルーム
地上波デジタルテレビ	4	教室(1) 1、市民サロン 1、休憩室 1、器具庫 1
構内電話交換機一式	1	事務所、監視室
冷水機	1	休憩室
映像音響ワゴン	1	教室(3)
音響ワゴン	4	ダンスルーム 1、温浴施設 1、トレーニングルーム 1、市民サロン 1

救護用チューブ	1	温浴施設
血圧計 (内一台スタンド付)	3	トレーニングルーム 1、廊下 1、市民サロン 1
体重計(ポールタイプ)	1	トレーニングルーム
エアロバイク	3	トレーニングルーム
リカンベントバイク	3	トレーニングルーム
ニューステップ	2	トレーニングルーム
ランニングマシン	4	トレーニングルーム
ウォーキングマシン	5	トレーニングルーム
ボディリペア 2 (肩)	1	トレーニングルーム
ボディリペア 2 (腕)	1	トレーニングルーム
ボディリペア 2 (足)	1	トレーニングルーム
ボディリペア 2 (股間接)	1	トレーニングルーム
レッグエクステンション・カール	1	トレーニングルーム
レッグプレス	1	トレーニングルーム
チェストプレス	1	トレーニングルーム
ラットプルダウン	1	トレーニングルーム
バランスボール (青)	12	ダンスルーム
バランスボール (赤)	22	ダンスルーム
小ボール	33	ダンスルーム
チューブ (ライト)	15	ダンスルーム
チューブ (ミディアム)	14	ダンスルーム
チューブ (ヘビー)	5	ダンスルーム
縄とび (Mサイズ)	10	ダンスルーム
縄とび (Lサイズ)	9	ダンスルーム
ステップ台	21	ダンスルーム
プールカバー	7	温浴施設
スポーツタイマー (電池式)	1	温浴施設
プール用メガホン	2	温浴施設
アクアグローブ	20	温浴施設
プールクリーナー	1	温浴施設
人口蘇生器	1	温浴施設
券売機	1	受付
A E D	1	受付※1
監視カメラ	1 式	事務所
カラオケ機器	1 式	教室 1(レンタル)※2

館内BGM放送機器	1式	事務所(レンタル)※2
掃除機	2	事務室
ブロワ集塵機(電気式)	1	器具庫
車椅子	3	エントランス2、倉庫1
灰皿スタンド	2	喫煙所2
草刈機(エンジン刈払機)	2	倉庫
テプラ(SR250)	1	事務室
A4電動シュレッダー	1	事務室
ラミネーター(A3)	1	事務室
足つき掲示ボード	4	エントランス1、下足コーナー3
脚立	5	機械室3、器具庫2、倉庫1
木製家具(杉材センターテーブル)	1	市民サロン
木製家具(杉材ソファ)	1	市民サロン
木製家具(杉材ベンチ)	1	市民サロン
木製家具(桧材キューブ引き出し)	8	市民サロン
木製家具(桧材キューブ)	12	市民サロン
木製家具(桧材カクイングテーブル)	2	休憩室
木製家具(桧材カクイングベンチ)	4	休憩室
木製家具(杉材ツリ書架)	4	市民サロン2、休憩室2
木製家具(ルーバー)	1	市民サロン
木製家具(ルーバー用展示パネル)	5	器具庫
排水ポンプ	2	物入
脱水機	2	更衣室2
洗濯機(8kg)	1	機械室

※1 現在設置されているAEDはリース備品として設置されている機器です。R2年度でリース契約満了となるため、指定管理者は同等の機器を新たに設置すること。

※2 カラオケ機器及び館内BGM放送機器は櫃原市が毎年度レンタル契約により設置している機器です。指定管理者は同等の機器を設置すること。

別紙10 自主事業概要一覧

【橿原市新沢千塚公園拠点施設】

概要
<p><b>【ダンス教室】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ バランスボール バランスボールを使い、様々な動きでバランスをとりながらトレーニングするプログラム。</li><li>・ エアロビクス</li><li>・ 初級エアロビクス エアロビクスの初心者向けプログラム。</li><li>・ ZUMBA HIP・HOP、サンバ、サルサなどの様々な音楽に合わせてステップをするプログラム。</li><li>・ ZUMBA ゴールド フィットネス初心者やシニア、アクティブアダルト向けのプログラム。</li><li>・ フラダンス フラダンス初心者向けのプログラム。</li><li>・ 関節痛対策トレーニング 肩・膝・腰痛などの予防改善運動を行うプログラム。</li><li>・ ヨガ 呼吸を意識することにより、心と体のバランスを整えるプログラム。</li><li>・ ストレッチ 血圧の循環促進、柔軟性の向上、心身のリラックスを行うプログラム。</li><li>・ 腸&amp;リンパ美人®エクササイズ リンパの流れや腸のぜん動運動を活性化させる運動を行い、体の中から健康になるプログラム。</li><li>・ ストレッチポール ポールを使用し、姿勢改善や腰痛、肩こり解消を目的としたストレッチプログラム。</li><li>・ サーキットトレーニング 空手の動き（パンチ・キック）をリズムに合わせて繰り返しシェイプアップ、有酸素と筋力トレーニングを組み合わせたプログラム。</li><li>・ ソフトジムエクササイズ トレーニング初心者向けのミニボールを使ったプログラム。</li></ul>
<p><b>【温浴施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 水中運動 水中での様々な歩き方をして運動するプログラム。</li></ul>

・アクアビクス

水の特性を利用して、リズムに合わせた運動を行い、心肺機能の向上、肥満の解消をするプログラム。

・関節痛対策水中トレーニング

関節の動きを広げる運動を水中で行うプログラム。

・健康増進アクアビクス

水中でリズムに合わせて体を動かすプログラム。

・水中ストレッチ

関節を広げる運動を水中でリズムに合わせて行うプログラム。

**【囲碁・将棋教室】**

日時：毎週月・水・金曜日 13:00～17:00

対象：市内在住の囲碁・将棋愛好者（定員20名程度）

使用施設：教室2（地下和室）

参加費：1人100円

**【カラオケの集い】**

日時：毎週木・土曜日 13:00～17:00

対象：市内在住のカラオケ愛好者（定員16名程度）

使用施設：教室1（地下洋室：カラオケルーム仕様）

参加費：1人300円 \*定期（券）利用者は200円

**【親子水遊び】**

開催日：平成31年4月23日以前 毎週土・日曜日、祝日

平成31年4月24日以降 毎日

日時：午前の部 10:00～12:00（2時間まで）

午後の部 13:00～16:00（3時間まで）

対象：平成31年4月23日以前

3歳～小学生及びその保護者（保護者1名、子ども2名まで）\*市外の方も対象

平成31年4月24日以降

3歳～中学生及びその保護者（保護者1名、子ども2名まで）\*市外の方も対象

参加費：1時間まで 300円（100円）

1～2時間 500円（200円）

2～3時間 700円（300円）

（※保護者が温浴施設定期券利用者の場合は括弧内の料金）

※午前の部と午後の部を連続しての利用は出来ません。

**【各種物販】 フェイスタオル 200円**

**【スタンプラリーイベント】**

第5こども園と連携して、地域のこどもたちに本件施設を身近に感じ親しんでもらい、

自然とのふれあいを通じて散策路を活用し基礎体力の向上を図るため、スタンプラリーイベントを開催。

**【千塚 Kofun フェスタ】**

歴史に憩う橿原市博物館、農産物直売所、昆虫館と連携し、スタンプラリーイベント「千塚 Kofun フェスタ」を開催。

**【ささゆり育成活動】**

地域ボランティア等と連携して、新沢千塚古墳群公園に咲くささゆりの育成活動を実施。